

**鬼北町**  
**障害者計画**  
**第6期障害福祉計画**  
**第2期障害児福祉計画**

～心やすらぐ福祉のまちづくり～

令和2年3月

**鬼北町**



---

# 目 次

---

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間 .....	2
4 計画の策定体制 .....	3
(1) 各種会議等での審議 .....	3
(2) 町民意見の反映 .....	3
<b>第2章 障がい者を取り巻く現状</b> .....	4
1 鬼北町の人口 .....	4
2 障害者手帳所持者数 .....	5
(1) 身体障害者手帳所持者の状況 .....	5
(2) 療育手帳所持者の状況 .....	7
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 .....	9
3 特別支援学級の現状 .....	11
(1) 特別支援学級の在籍者数 .....	11
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	12
1 計画の基本理念 .....	12
2 障害福祉計画及び障害児福祉計画策定の踏まえるべきポイント .....	14
3 施策体系 .....	16
<b>第4章 障害者計画</b> .....	17
1 障がい者への理解の促進 .....	17
(1) 障がいを理由とする差別の解消 .....	17
(2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進 .....	17
(3) ふれあい・交流活動の促進 .....	17
(4) ボランティア活動等への支援 .....	17
(5) 地域で支える基盤づくり .....	17
(6) 権利擁護の推進 .....	17
2 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実 .....	18
(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実 .....	18
(2) 学校教育の充実 .....	18
3 情報提供・相談体制の仕組みづくり .....	19
(1) 情報提供・相談体制の充実 .....	19
(2) 情報の利用しやすさ（情報アクセシビリティ）の向上 .....	19

4	地域生活を支える体制づくり	20
	（1）在宅福祉サービスの充実	20
	（2）居住支援の充実	20
	（3）経済的支援の充実	20
	（4）保健・医療の充実等	21
5	安全・安心な環境づくり	23
	（1）福祉のまちづくりの推進	23
	（2）移動・交通対策の充実	23
	（3）防災対策の推進	23
	（4）防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済	24
6	生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり	25
	（1）就労支援及び多様な就業の機会の確保	25
	（2）地域活動等への参加促進	25
	（3）生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興	25
7	行政サービス等における配慮の推進	26
	（1）行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	26
	（2）選挙における配慮	26
<b>第5章</b>	<b>障害福祉計画</b>	<b>27</b>
1	第5期計画の進捗状況と令和5年度までの成果目標	27
	（1）施設入所者の地域生活への移行	28
	（2）精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	29
	（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実	30
	（4）福祉施設から一般就労への移行等	31
2	サービスの見込量と確保のための方策	33
	（1）訪問系サービス	34
	（2）日中活動系サービス	36
	（3）居住系サービス	38
	（4）相談支援	39
	（5）地域生活支援事業	40
<b>第6章</b>	<b>障害児福祉計画</b>	<b>54</b>
1	令和5年度までの成果目標	54
	（1）児童発達支援等の提供体制の整備等	54
	（2）医療的ニーズへの対応	55
	（3）子ども・子育て支援等の提供体制の整備	56
2	サービスの見込量と確保のための方策	56
	（1）障害児通所支援	57
	（2）相談支援	62
	（3）児童入所支援	63
3	障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ	64
4	障がいのある児童が利用可能な障がい福祉サービス等	65

<b>第7章 計画の推進と進行管理</b> .....	<b>66</b>
1 住民・事業者・地域等との協働の推進.....	66
2 細やかな相談・支援体制の実施.....	66
3 計画の達成状況の点検及び評価.....	66
<b>第8章 資料編</b> .....	<b>67</b>
1 アンケート調査結果の概要.....	67
(1) 調査の概要.....	67
(2) グラフの見方.....	67
(3) アンケート調査結果からみる現状・課題.....	68
2 ヒアリング調査結果の概要.....	71
(1) 調査の概要.....	71
(2) ヒアリング調査結果からみる現状・課題.....	71
3 施設一覧.....	73
(1) 福祉避難所一覧（令和3年（2021年）3月現在）.....	73
(2) オストメイト対応トイレ設置施設一覧（令和3年（2021年）3月現在）.....	74
4 関係委員等名簿.....	75
(1) 鬼北町地域自立支援協議会 委員名簿.....	75
(2) 鬼北町障害福祉計画策定委員会 委員名簿.....	76

本計画書における年号の表記について

- ・本文及び図表の年号は、新しい年号が決まっていないため、「平成」表記としていますが、令和4年（2022年）5月以降新元号に読み替えることとします。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

本町では、平成18年度に「鬼北町障害者計画・鬼北町障害福祉計画」を策定し、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきたところです。また、「障害福祉計画」については、法に基づき3年ごとに計画の見直しを行い、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

国においては、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、障がい者への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者権利条約」が発効となりました。平成23年8月に改正された「障害者基本法」では障がい者の定義を見直した他、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げる等、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、障がい者が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、障がい者やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進するため、平成30年3月に「第5期鬼北町障害福祉計画」及び「第1期鬼北町障害児福祉計画」を策定しました。

両計画は、平成2年度までを対象期間としており、計画期間が平成2年度末の終了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「鬼北町障害者計画」および「第6期鬼北町障害福祉計画」および「第2期鬼北町障害児福祉計画」を策定します。

### ● 「障がい者」「障がい」の表記について

「害」の字のマイナスの意味により、差別や偏見を感じる人もいるため、ノーマライゼーションを推進する観点から、この計画では、障がいのある人やその人の状況について、「障がい者（児）」「障がい」とひらがな表記しています。

ただし、法令、計画、施設等の固有名詞において漢字表記されているものについては、「障害者（児）」「障害」と漢字表記しています。

## 2 計画の位置づけ

「鬼北町障害者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

「第6期鬼北町障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「第2期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

「鬼北町健康増進計画」「鬼北町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「鬼北町子ども・子育て支援事業計画」等の福祉関連計画との整合性をもつ計画です。

## 3 障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間

「鬼北町障害者計画」は、令和3年度から令和8年度の6年間です。

「第6期鬼北町障害福祉計画及び第2期鬼北町障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度の3年間です。

### ■計画期間

	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害 福祉計画	第5期								
				第6期			第7期		
障害児 福祉計画	第1期								
				第2期			第3期		
障害者 計画	第3次								
				第4次					

## 4 計画の策定体制

---

本計画の策定にあたって、住民の参画を得るとともに、福祉サービスの利用ニーズ等を把握するため次のような機会を設定しました。

### (1) 各種会議等での審議

---

計画策定にあたっては、障がい福祉関係者、学識経験者、福祉関係団体、その他関係諸団体・機関の代表者等からなる「鬼北町障害福祉計画策定委員会」「鬼北町地域自立支援協議会」等で審議し、幅広い意見の反映に努めました。

### (2) 町民意見の反映

---

#### ①障がい者アンケート調査

本計画策定にあたって、障がいのある人の日常生活の状況や福祉ニーズ等を把握するため、令和3年3月に町内障害者手帳所持者等に対し、郵送で配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

#### ②事業所ヒアリング調査

障がい者にかかわる事業所に対し、活動・事業内容や現在抱えている課題や今後の取組方針等について、ヒアリング調査を行い、問題点や今後の障がい者福祉施策に対する要望等を聴取しました。

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1 鬼北町の人口

鬼北町の総人口は年々減少の推移を示しています。

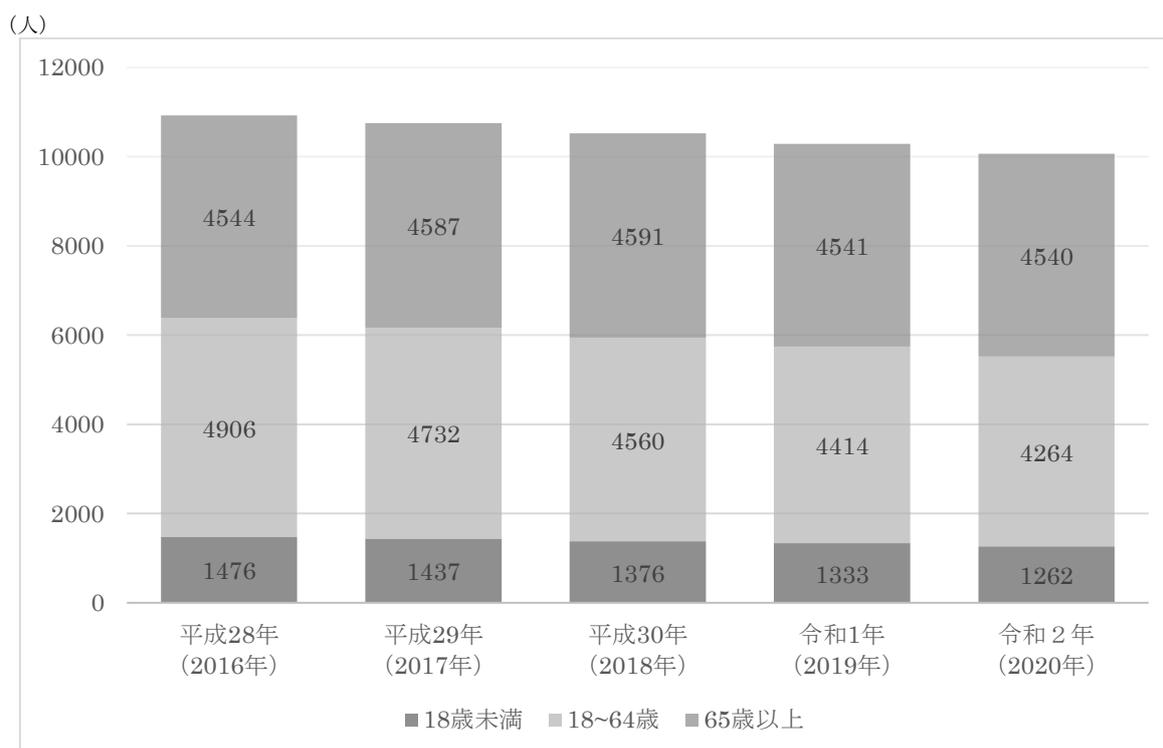
年齢3区分別にみると、「18歳未満」「18～64歳」は減少していますが、「65歳以上」は緩やかに減少しており、全体的な減少とともに少子高齢化が進んでいくと予測されます。

#### ■総人口・年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

年 齢	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和 1 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
18 歳未満	1,476	1,437	1,376	1,333	1,262
18～64 歳	4,906	4,732	4,560	4,414	4,264
65 歳以上	4,544	4,587	4,591	4,541	4,540
合 計	10,926	10,756	10,527	10,288	10,066

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



## 2 障害者手帳所持者数

### (1) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の総数は減少傾向にあります。

等級別では、全体的に減少傾向で特に「1級」の減少数が多いものの、令和2年度で重度障害者（1級、2級）の割合が55.9%と半数を超えています。

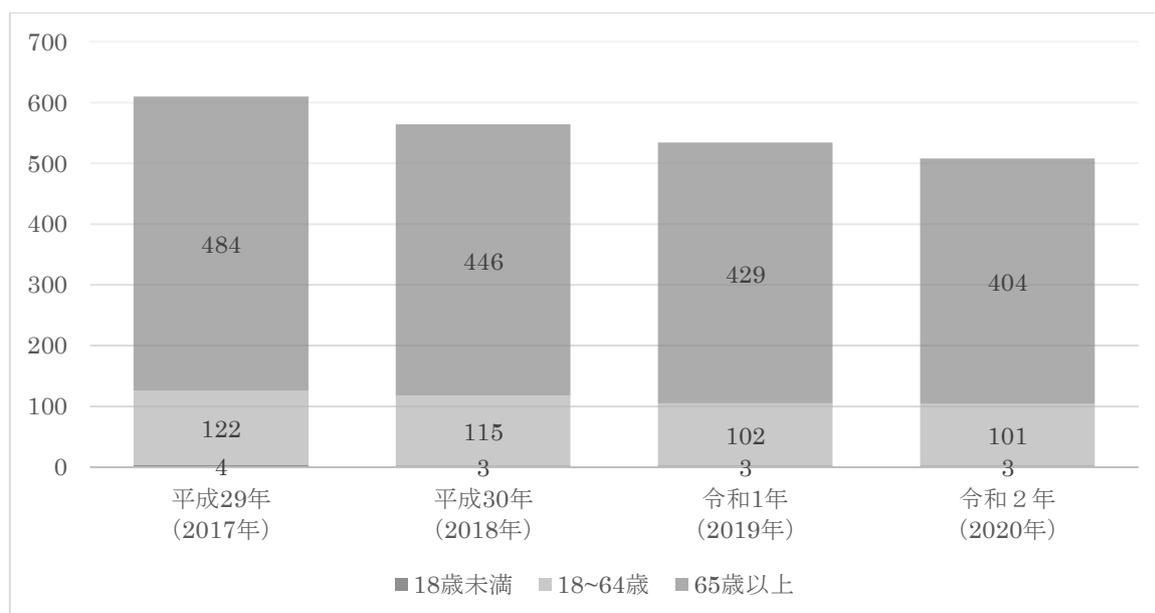
なお、障がいの種類別では「肢体不自由（上肢・下肢・体幹）」が50.4%と最も多く、「内部障害」が36.0%で続いています。

#### ■年齢別手帳所持者数の推移

（各年3月31日現在、単位：人）

年 齢	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和 1 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
18 歳未満	4	3	3	3
18～64 歳	122	115	102	101
65 歳以上	484	446	429	404
合 計	610	564	534	508

資料：町民生活課

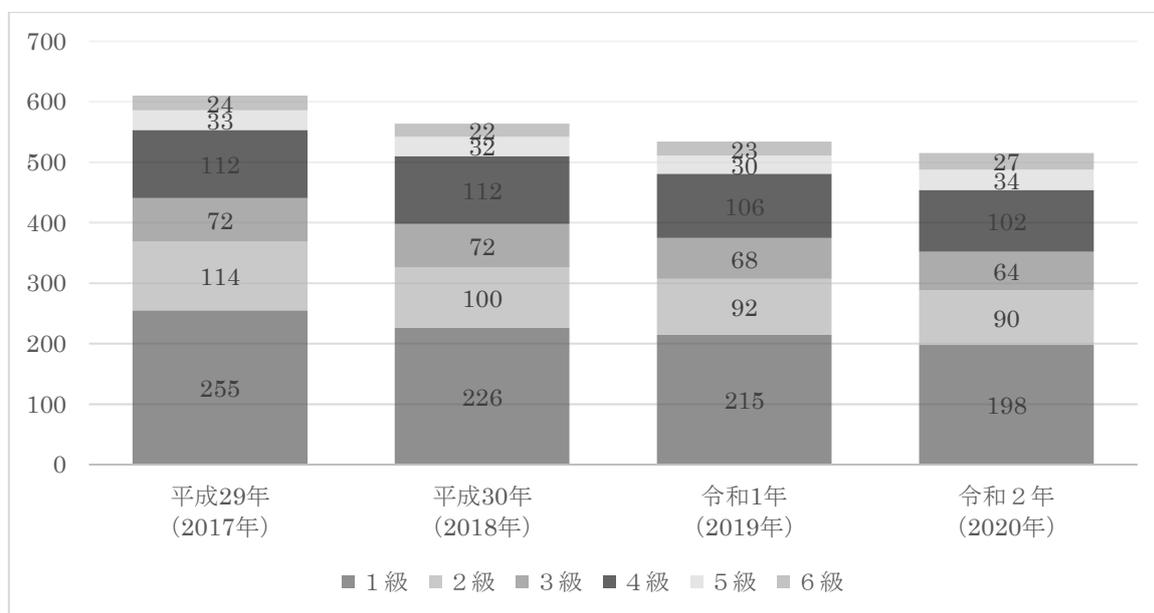


■障がいの等級別手帳所持者数の推移

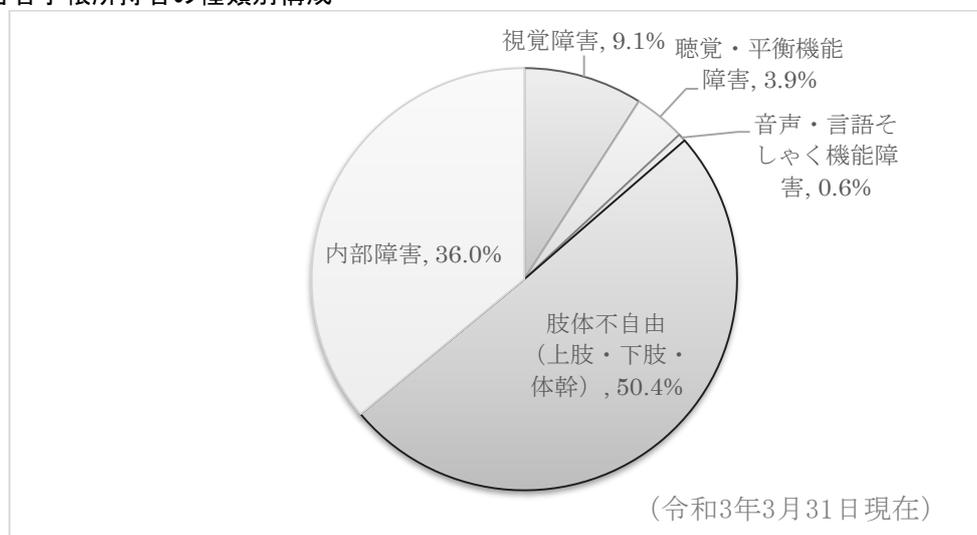
(各年3月31日現在、単位：人)

等級	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和1年 (2019年)	令和2年 (2020年)
6級	24	22	23	27
5級	33	32	30	34
4級	112	112	106	102
3級	72	72	68	64
2級	114	100	92	90
1級	255	226	215	198
合計	610	564	534	515

資料：町民生活課



■身体障害者手帳所持者の種類別構成



## (2) 療育手帳<sup>※1</sup>所持者の状況

療育手帳所持者の総数は緩やかな増加傾向にあります。

年齢別では、すべての年齢階層で緩やかな増加傾向がみられます。

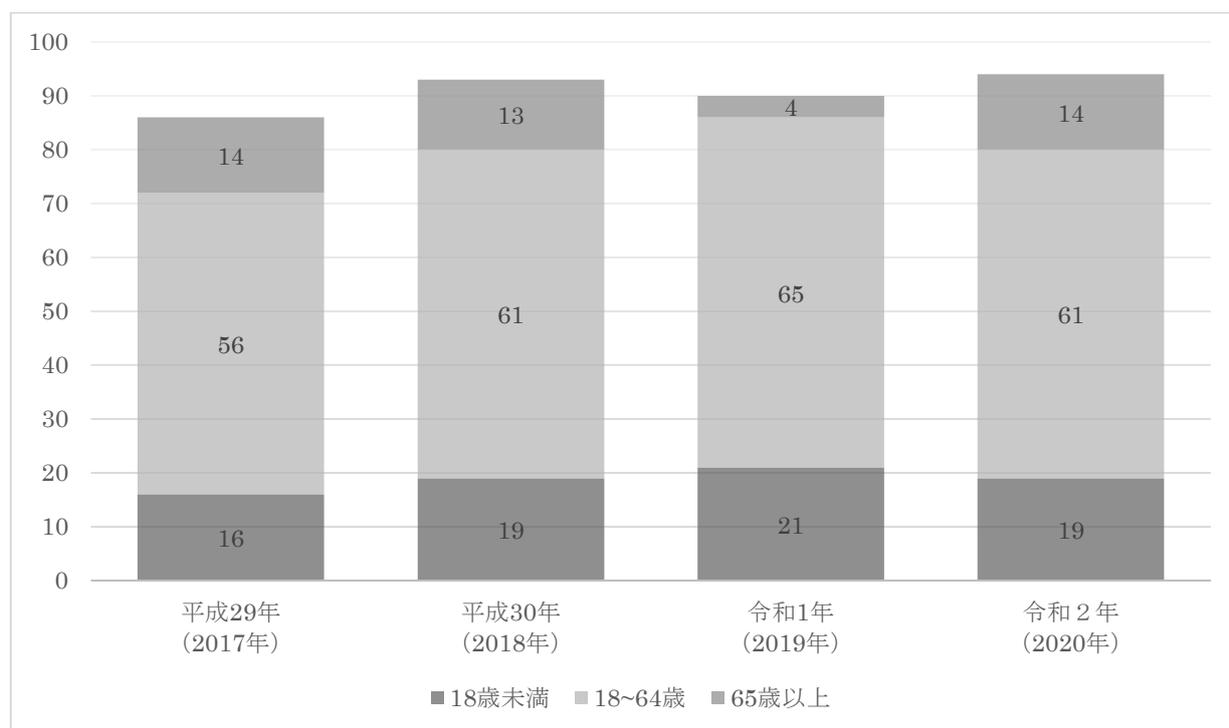
程度別では、すべての項目で緩やかな増加傾向がみられます。

### ■年齢別手帳所持者数の推移

(各年3月31日現在、単位：人)

年 齢	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和 1 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
18 歳未満	16	19	21	19
18～64 歳	56	61	65	61
65 歳以上	14	13	4	14
合 計	86	93	90	94

資料：町民生活課



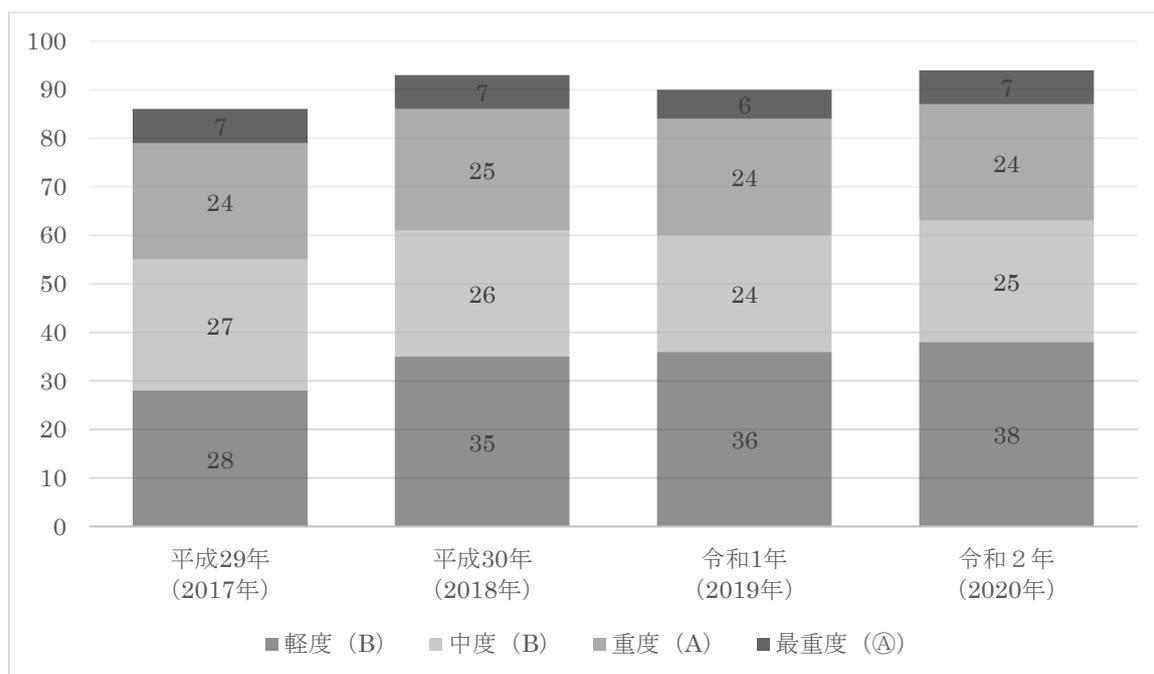
※1 療育手帳：知的障がい者に都道府県知事が発行する障害者手帳。

■程度別手帳所持者の推移

(各年3月31日現在、単位：人)

等級	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和1年 (2019年)	令和2年 (2020年)
軽度 (B)	28	35	36	38
中度 (B)	27	26	24	25
重度 (A)	24	25	24	24
最重度 (A)	7	7	6	7
合計	86	93	90	94

資料：町民生活課



### (3) 精神障害者保健福祉手帳<sup>※1</sup>所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は緩やかな減少傾向にあります。

年齢別にみると、「18～64歳」で減少となっていますが、「18歳未満」「65歳以上」は増加傾向となっています。

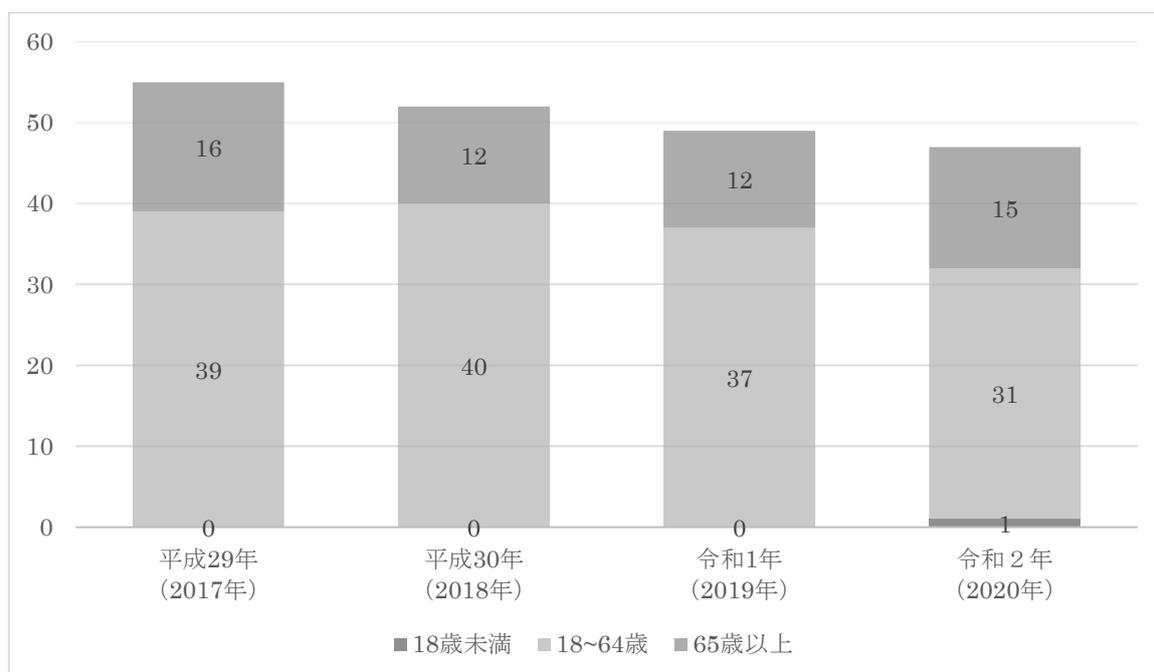
等級別では、いずれの級においても緩やかな減少傾向となっています。

#### ■年齢別手帳所持者数の推移

(各年3月31日現在、単位：人)

年 齢	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和 1 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
18 歳未満	0	0	0	1
18～64 歳	39	40	37	31
65 歳以上	16	12	12	15
合 計	55	52	49	47

資料：町民生活課



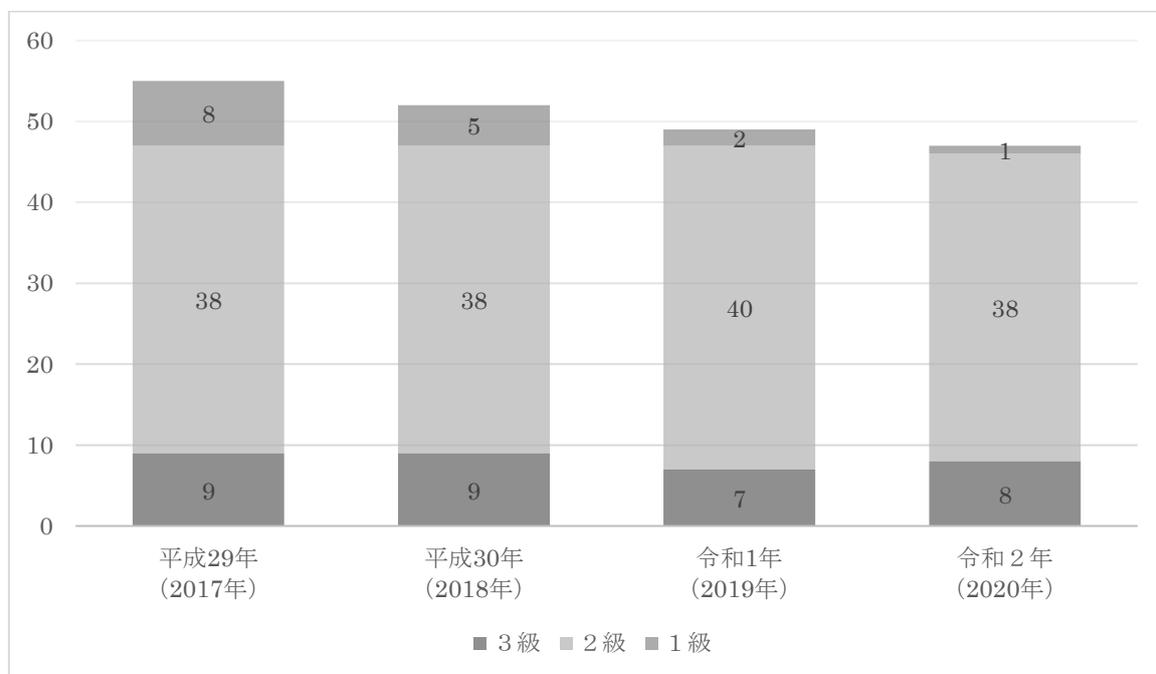
<sup>※1</sup> 精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された精神障がい者に対する手帳。

■等級別手帳所持者数の推移

(各年3月31日現在、単位：人)

等級	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和1年 (2019年)	令和2年 (2020年)
3級	9	9	7	8
2級	38	38	40	38
1級	8	5	2	1
合計	55	52	49	47

資料：町民生活課



### 3 特別支援学級<sup>※1</sup>・特別支援学校<sup>※2</sup>の現状

#### (1) 特別支援学級の在籍者数

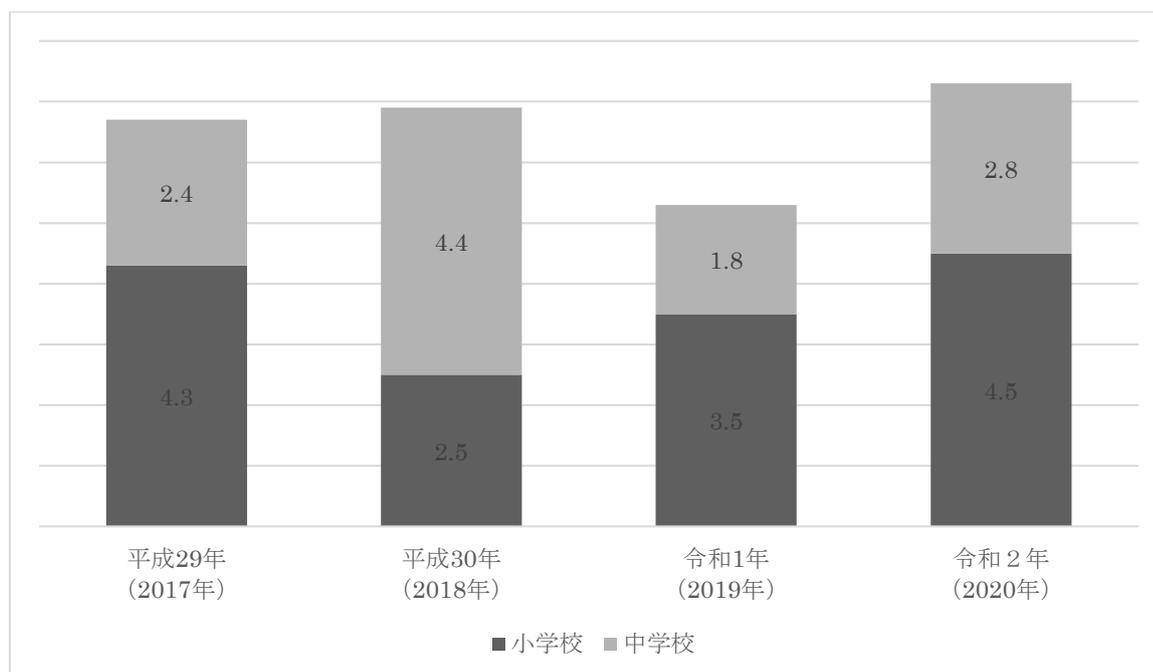
■特別支援学級の在籍者数の推移

(各年3月31日現在、単位：人)

項 目	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和 1 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
小学校	9	7	9	9
中学校	3	5	4	9
合 計	12	12	13	18

資料：町民生活課

※特別支援学級の他に、一部支援が必要な児童に対して個別指導を行う通級指導教室があります。



※1 特別支援学級：知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい等の障がいのある児童生徒のために、小中学校に設置された学級。

※2 特別支援学校：従来のもう・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念と基本目標

「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら生活し、障がい者の「完全参加と平等」が実現できる社会を目指します。

また、ユニバーサルデザインの考え方を施策推進の基本とし、障がいのある人もない人も、若者も高齢者も、男性も女性も、外国の人も、すべての人が暮らしやすいような、人づくり、まちづくりを進めます。

**ノーマライゼーション：**デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい福祉の最も重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般の社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。

**リハビリテーション：**障がい者の身体的・精神的・社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、ライフステージすべての段階において、社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるように援助する、障がい者の自立と社会参加を目指す施策の理念。

### 「心やすらぐ福祉のまちづくり」

障がいの有無にかかわらず各々の個性が尊重され、誰もが輝きながら、お互いの“きずな”を深め、一人の住民として同じ立場で暮らしていける鬼北町を目指していくことが必要です。

そのために、障がい者の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、「心やすらぐ福祉のまちづくり」を目指していきます。

**【基本目標1】 障がいへの理解の促進**

障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を深め、心のバリアを取り除き全ての人  
が人格と個性を尊重して地域の中で共に生きることができる「共生社会」づくりを推進  
します。

**【基本目標2】 障がいや疾病等で支援が必要な子供に対する福祉と教育の充実へ  
の理解の促進**

障害の早期発見、早期対応に努め、障害のある子どもとその家族が身近な地域で安心  
して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等関係機関の円滑な連携による、切れ目  
のない支援体制の充実を図ります。

**【基本目標3】 情報提供・相談支援体制の仕組みづくり**

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、ケアマネジメン  
ト体制の充実や権利擁護、成年後見制度など総合的な相談体制の整備を推進します。ま  
た、必要なときに情報を取得して利用できるよう、情報格差の解消を図ります。

**【基本目標4】 地域生活を支える体制づくり**

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービ  
ス、地域生活支援事業の充実を図ります。また、誰もがその人らしく生き生きと日々過  
ごせるよう、生涯を通じた健康づくりを支援します。

**【基本目標5】 安全・安心な環境づくり**

住まいや施設、道路等のバリアフリー化の推進や防災、犯罪対策の充実を図り、誰も  
が暮らしやすい環境づくりを推進します。

**【基本視点6】 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり**

障がい者がその個性と能力を十分に発揮し、社会的、経済的に自立した生活を送るこ  
とができるよう、就労に必要な支援を進めるとともに、雇用の促進を図ります。また、  
障がい者が地域の一員として地域社会に参加できるよう、スポーツや文化活動に参加し  
やすい環境の整備を図ります。

**【基本視点7】 行政サービス等における配慮の推進**

行政機関等において障がい者への配慮に関する学習機会の増加に努めます。

## 2 障害福祉計画及び障害児福祉計画策定の踏まえるべきポイント

---

### 1. 地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域以降の検討。

### 2. 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
- ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組み事項を盛り込む。

### 3. 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- 就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。
- 地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

### 4 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

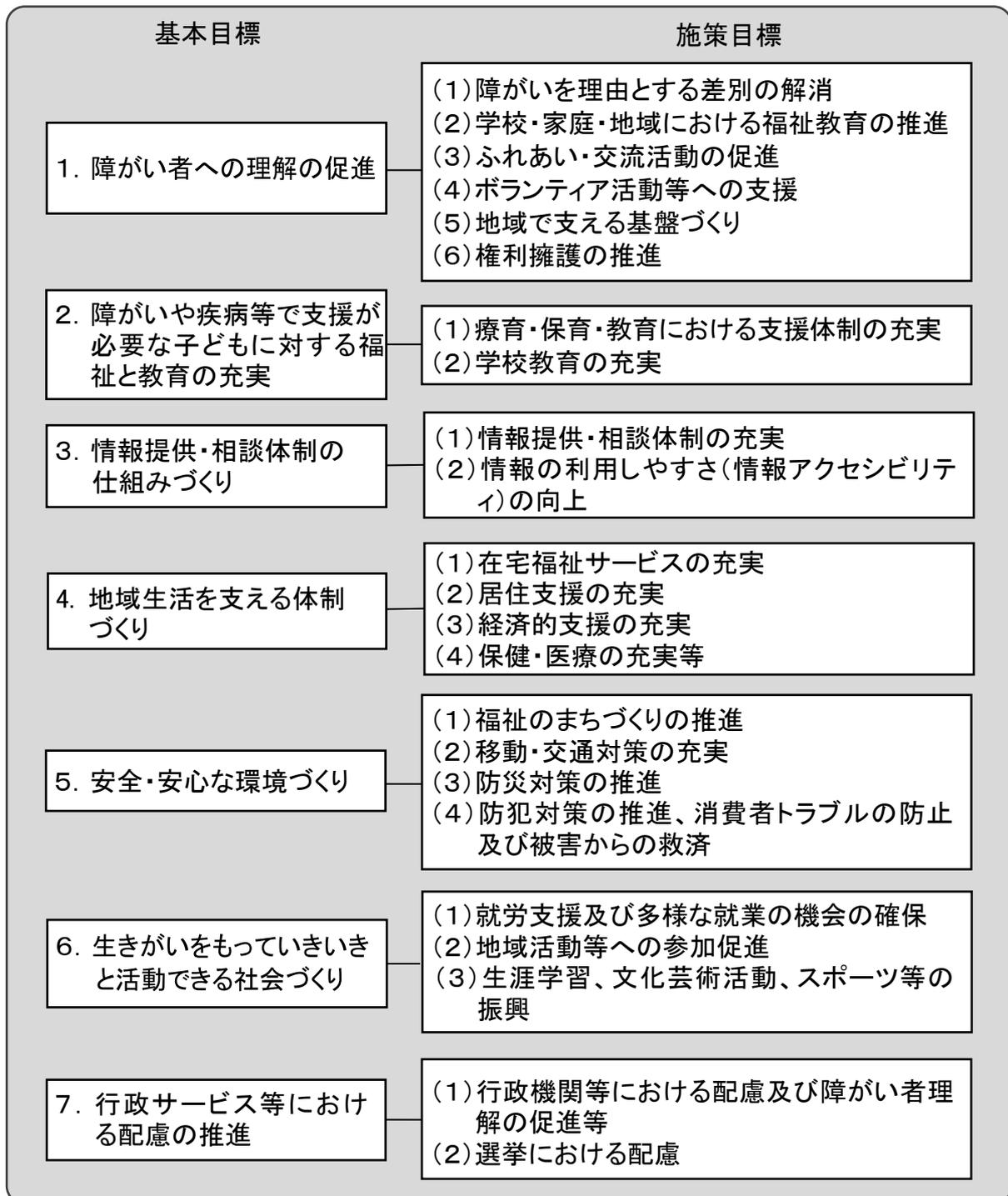
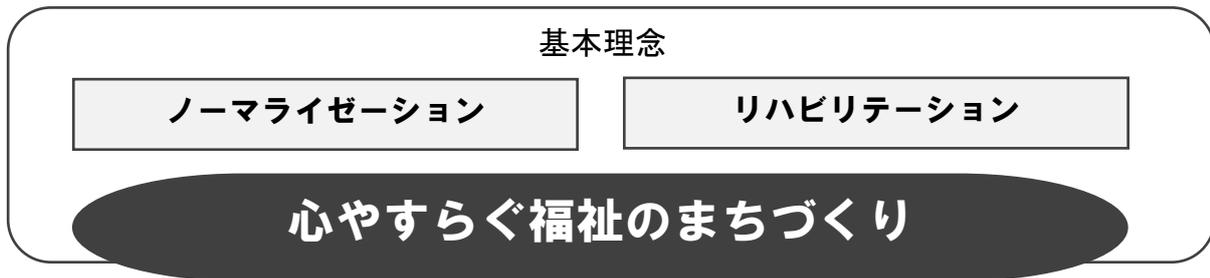
## 5. 発達障害者等支援の一層の充実

- 発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプロ グラムやペアレント トレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- 発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

## 6. 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。
- 障害児入所支援における18歳以降の支援の在り方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。
- 自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

### 3 施策体系



## 第4章 障害者計画

### 1 障がい者への理解の促進

#### (1) 障がいを理由とする差別の解消

【主要施策】

- 「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。
- 障がい者に対する誤解や偏見、差別の解消を図るために、広報誌や町のホームページを活用して、障がいについての正しい知識の普及と啓発に取り組みます。

#### (2) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進

【主要施策】

- 生涯学習の講座等で、障がいに関する学習・体験・交流の機会を提供し、福祉に関する町民の主体的な学習活動を支援します。

#### (3) ふれあい・交流活動の促進

【主要施策】

- イベントや講演会を通じて、町民、障がい者団体、ボランティア等の幅広い層の参加と交流を図り、啓発活動を展開します。

#### (4) ボランティア活動等への支援

【主要施策】

- ボランティアに関する情報提供や相談・助言、ボランティアの育成に努めるとともに、ボランティア団体の活動を支援する体制の構築を図ります。

#### (5) 地域で支える基盤づくり

【主要施策】

- 障がい者と地域住民との交流が促進されるよう、地域行事への参加を支援します。
- 地域福祉の視点に基づき、町民、事業者、ボランティア・NPO及び町・社会福祉協議会が互いに連携し、協力しながら、地域における障がい者福祉を推進します。

#### (6) 権利擁護の推進

【主要施策】

- 判断能力が十分でない障がい者が、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う権利擁護事業を推進します。
- 虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がい者の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を行います。

## 2 障がいや疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

---

### (1) 療育・保育・教育における支援体制の充実

---

#### ① 乳幼児期における療育の充実

##### 【主要施策】

- 障がい児が適切な療育を受けられるよう、通園施設での療育指導の充実を図ります。
- 保育所での障がい児保育のさらなる充実を図ります。
- 保育所、児童相談所、医療機関、施設等が相互に連携を図りながら、療育システム及び療育に関する相談・指導体制の充実を図ります。
- 地域での療育相談の場として、関係機関等が連携して実施している巡回相談の充実を図ります。
- 保健センターに設置されている乳幼児相談窓口を、気軽に相談できる窓口体制に整備するとともに、関係機関との連絡調整の充実を図ります。
- 保育士等に対して、障がい児保育に関する研修の充実を図ります。

#### ② 地域での療育施策の充実

##### 【主要施策】

- 障がい児の育児が円滑にされるように、受け入れの際には保育士加配を行い、保育内容の充実を図ります。
- 障がい児を持つ親の育児不安を軽減するため、町内の関連施設との連携を深めながら、相談・指導の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域の連携を強化し、保護者同士の交流を深め、障がい児一人ひとりに対してきめ細やかな教育・指導に努めます。

### (2) 学校教育の充実

---

##### 【主要施策】

- 障がいのある児童・生徒の教育を保障するため、小中学校の特別支援学級の充実と学校施設の整備を図ります。
- 療育関係機関等との情報交換や連携強化を図り、保育・幼児教育・療育と学校教育の一環支援体制を確保します。
- 教育相談、指導体制の整備を図るとともに、関係教職員の研究・研修体制の充実に努め、障がいのある児童・生徒の教育、療育相談に応じられる専門的な相談機関との連携強化を図ります。
- 障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力や適性及び意向に応じた適切な進路が保障されるよう、教育委員会、労働関係機関、福祉関係機関と連携し、進路指導の充実を図ります。
- 総合的な学習の時間を活用して、ボランティア活動や交流教育、体験学習を推進し、福祉教育の充実を図ります。
- 特別支援学級や普通学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対し、学校生活支援員を配置し、学校での生活を支援します。

### 3 情報提供・相談体制の仕組みづくり

---

#### (1) 情報提供・相談体制の充実

---

**【主要施策】**

- 障害者自立支援法の一部改正に伴う障害者総合支援法の成立により、改正点等についての説明会の実施や広報誌による周知を行います。
- 障害者支援窓口（町民生活課）や保健センターの相談窓口を充実するとともに、身近な相談役として民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員による地域の相談体制の整備等、官民一体となった相談支援体制の充実を図ります。
- 社会福祉協議会による心配ごと相談や無料法律相談、相談支援事業所による権利擁護事業や成年後見制度の充実に努めます。

#### (2) 情報の利用しやすさ（情報アクセシビリティ）の向上

---

**【主要施策】**

- 視覚や聴覚に障がいのある人の活動を支える幅広い人材の確保を図るため、ガイドヘルパーや手話通訳・要約筆記等を行う各種福祉奉仕員の育成に努めます。
- 講座等の開催による手話通訳者の養成や点字での支援、要約筆記者の派遣を行う等、障がいの特性に配慮した情報提供の充実に努めます。

## 4 地域生活を支える体制づくり

---

### (1) 在宅福祉サービスの充実

---

#### 【主要施策】

- 「障害者総合支援法」に基づき、障がい福祉サービスの充実に向けて、サービスの管理・提供を行うとともに、地域で生活する障がい者のニーズを踏まえた各種事業に取り組むことによって、障がい者の自立を支援します。
- 障がい児が集団生活へ対応できるよう、障がい児保育の充実を図るとともに、日常生活動作の習得や集団生活への対応が困難な児童が、適切な指導や訓練を受けられるよう関係事業の充実を図ります。
- 障がい者がそれぞれのライフステージに応じ適切な支援が受けられるよう、相談支援事業(ケアマネジメント)の充実を図るとともに、障がいの早期発見や発生の防止のための保健事業の充実を図ります。
- 障がいの種類や程度、生活環境、ニーズ等を踏まえ、総合的なサービスが提供できるように、保健・医療・福祉の行政機関の連携を図るとともに、ボランティア等が行う地域の社会資源を活用したサービス提供体制の促進を図ります。
- 介護給付・訓練給付事業の制度の周知を図ります。
- 地域生活支援事業の内容の充実を図ります。

### (2) 居住支援の充実

---

#### 【主要施策】

- 障がい者が快適な日常生活を営めるように、生活福祉資金の周知と利用促進を図り、住宅改修に関する相談や助言を実施します。
- 公営住宅については、安全性、利便性を重視し、建設、改修時期に合わせた建物のバリアフリー化を推進します。
- 一般住宅への入居を希望している障がい者に対し、相談支援事業所が入居に必要な調整支援を行う居住サポート事業を検討します。

### (3) 経済的支援の充実

---

#### 【主要施策】

- 障がい者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や、特別障害者手当、特別児童扶養手当等の生活安定制度について、町の広報誌やホームページ、相談支援活動、地域活動組織等を活用して周知を図ります。
- 自立生活を支援するための貸付資金として、生活安定資金制度の効果的活用を図ります。
- 自立支援医療（更生、育成、精神）制度の普及と推進を図ります。
- 心身障害者扶養共済制度の周知と加入促進を図ります。
- 障がいの軽減等を目的に適切な医療が確保されるように、重度障がい者に対する医療費助成を実施します。

## (4) 保健・医療の充実等

---

### ① 発生予防・早期発見対策の充実

#### 【主要施策】

- 疾病予防のために、妊娠期から高齢期までのライフステージごとの保健サービスを提供するとともに、障がいの原因となる疾病を予防するため、健康診査、健康教育、健康相談等の充実を図ります。
- 保健と教育の連携により、児童の心身の悩み相談、健康管理体制を充実するとともに、新しい感染症の知識、覚せい剤の恐怖等、思春期の若者を取り巻く問題について、学習機会を提供します。
- 妊娠・出産・育児についての不安を解消するため、「パパ・ママ学級」「母親学級」「育児相談」等を開催し、妊娠・出産・育児に関する情報を提供します。また、家庭訪問、電話相談等、相談体制の充実に努めます。
- 乳幼児の成長・発達に合わせた健康診査を実施し、乳幼児期における疾病の予防・早期発見に努めます。
- 壮年期、高齢期に疾病による障がいの発生が多くみられる中で、集団健（検）診等の実施や健康教育、健康相談を積極的に推進し、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療により後遺症の発生を予防します。
- 保健所と連携し、住民への精神保健に関する知識の啓発、精神保健相談等、心の健康保持に関する事業を推進するとともに、必要に応じて精神障がい者への訪問指導を実施します。
- 保健所と連携し、難病（特定疾病）患者の心身についての身近な相談窓口として機能の充実を図るとともに、必要に応じて家庭訪問を実施します。
- 健診結果等の情報を活用し、生活習慣病予防、重症化予防に努めます。
- 5歳児健診を導入し、発達障がい児の早期発見・療育指導の充実を図ります。

### ② 健康づくりの推進・支援体制の整備

#### 【主要施策】

- 障がい者が健康的な日常生活が送れるよう、医師・保健師・ヘルパー・福祉担当者のネットワークづくりを進め、適切なアドバイスが行えるような支援体制を整備します。
- 障がい者（児）の早期発見・早期対応を行うための相談体制を整備し、地域関係者との連携・協力体制の強化を図ります。
- 退院可能な精神障がい者の円滑な地域移行を図るため、相談支援事業所による精神障がい者の社会生活の支援を促進します。
- 精神障がい者を正しく理解する人が増加し、地域ぐるみで支援ができるようボランティアの育成等体制整備を推進します。

- うつ病・アルコール依存症・発達障がい者等、精神疾患の知識の普及啓発を推進し、偏見のない社会を目指します。
- 地域の在宅障がい者に対し、訪問指導・医療、福祉との連携・家族等の支援を行います。
- 住民の健康づくりを推進するため、人材の育成確保、基幹施設等の基盤の充実を図ります。
- 障がい者が生活に必要な習慣・技術を身につけ、地域での仲間づくりを通じて生活の幅が拡充するよう、社会生活訓練を推進します。
- 健康全般に対し、障がい者本人、家族、関係者、関係機関からの相談支援の充実を図ります。

### ③ 医療・リハビリテーション等の充実

#### 【主要施策】

- 障がい者（児）の地域生活を支援するため保健所や療育機関と連携し、訪問・外来による療育指導や施設職員による技術指導等、療育支援事業の充実を図ります。
- 気軽に相談できる身近な療育の場、障がい児を持つ親の交流の場、経過観察が必要な子どもに対する継続的な観察と療育相談の場として、療育教室の充実を図ります。
- 症状や状況に応じ適切なリハビリテーション等が受けられるよう、医療機関や施設等と連携を図りながら、理学療法、作業療法、日常生活訓練といった医療リハビリテーションの充実を図ります。
- 通院が困難な重度の障がい者や寝たきりの高齢者が医療サービスを受けられるよう、訪問看護サービスの充実を図ります。
- 脳卒中発症調査結果を活用し、保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。

## 5 安全・安心な環境づくり

---

### (1) 福祉のまちづくりの推進

---

#### 【主要施策】

- 官公庁施設・公共施設については、障がい者や高齢者が円滑に利用できるようバリアフリー化を図るとともに、既存の施設についてもバリアフリー改修に努めます。
- 「人にやさしいまちづくり」に関する普及と理解促進を図るため、民間事業者も含めた町民全体への啓発・PRを推進し、まちづくりに対し積極的な参加、協力を促し、子どもから大人まで広く住民意識の高揚に努めます。

### (2) 移動・交通対策の充実

---

#### 【主要施策】

- 道路整備に際し、歩道の拡幅や排水溝のふたの改良、点字ブロックの設置等、体の不自由な人々の歩行の安全に努めます。
- 公共施設には、障がい者用駐車場を確保します。
- 障がい者の通院、買い物等の主要な交通手段として、バス路線の維持・確保を要請するとともに、バス路線が廃止された地域では町営バスを運行する等、交通弱者に対する交通対策を継続します。
- 障がい者の地域参加等のため、移動支援事業等のサービスを提供します。

### (3) 防災対策の推進

---

#### 【主要施策】

- 一人暮らしで支援が必要な障がい者が安心して生活できるよう、また、災害時の障がい者支援のため、地域の見守り体制の整備を図るとともに、障がい者を含めた地域で助け合うネットワークづくりの充実を図ります。
- 火災・事故等を未然に防ぐ方法として、防災知識の普及・啓発を図り、障がい者や高齢者が使いやすい防犯・防災設備の普及に努めるとともに、警察・消防等関係機関の理解と協力を求め、地域ぐるみの総合的な防犯・防災体制を推進します。
- 避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障がい者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進します。
- 自主防災組織の活動の充実強化を図ります。

## **(4) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済**

---

### **【主要施策】**

- 広報やパンフレット等により、悪質商法等についての情報の提供に努めます。
- 障がい者の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がい者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

## 6 生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり

---

### (1) 就労支援及び多様な就業の機会の確保

---

#### 【主要施策】

- 障がい者の就労機会を拡充するため、ハローワークと連携し企業・雇用主に対し雇用率達成への理解と協力要請を行い、制度の周知と意識啓発に努めます。
- 障がい者の職場定着のため、適応能力に応じた職場配置や短時間勤務等の多様な就業形態の導入、バリアフリー化による職場環境の改善を働きかけます。
- 就労意欲のある障がい者が自らの意志で能力に応じた職場を選択して自立できるよう、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。また一般就労が困難な障がい者に対しては、障害者就労支援施設等における福祉就労の場を確保します。
- 町営小規模作業所において、高次脳機能障がい、発達障がいの方等を受け入れ、作業やレクリエーションを実施し、障がい者のリハビリ、社会参加を推進します。
- 町が調達する物品等については、障害者就労支援施設等からの物品の調達の推進を図るための方針「鬼北町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づいて取り組み、就労する障がい者等の自立促進を図ります。

### (2) 地域活動等への参加促進

---

#### 【主要施策】

- 地域行事やレクリエーション、文化活動等に障がい者が気軽に参加し、ふれあいや交流ができるように、開催の方法や内容を工夫するとともに、ボランティアによるサポート体制の充実を図ります。

### (3) 生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興

---

#### 【主要施策】

- スポーツ施設や公民館等、各種公共施設のバリアフリー化を図るとともに、移動手段を充実し、障がい者が利用しやすい体制の充実に努めます。
- 障がい者団体が企画・運営する各種活動を支援します。
- 障がい者の学習・スポーツ活動への意欲を喚起するよう、最新情報の収集、活動ニーズの把握、新たなメニューの開発、質の高い芸術・文化に触れる機会の創出等、年代や地域等に応じた多様な活動プログラムを提供します。

## 7 行政サービス等における配慮の推進

---

### (1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

---

#### 【主要施策】

- 窓口等における障がい者への対応の充実を図るため、障がい者への配慮について学ぶ機会の増加に努めます。
- 行政情報の提供等に当たっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。

### (2) 選挙における配慮

---

#### 【主要施策】

- 点字による候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。
- 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。

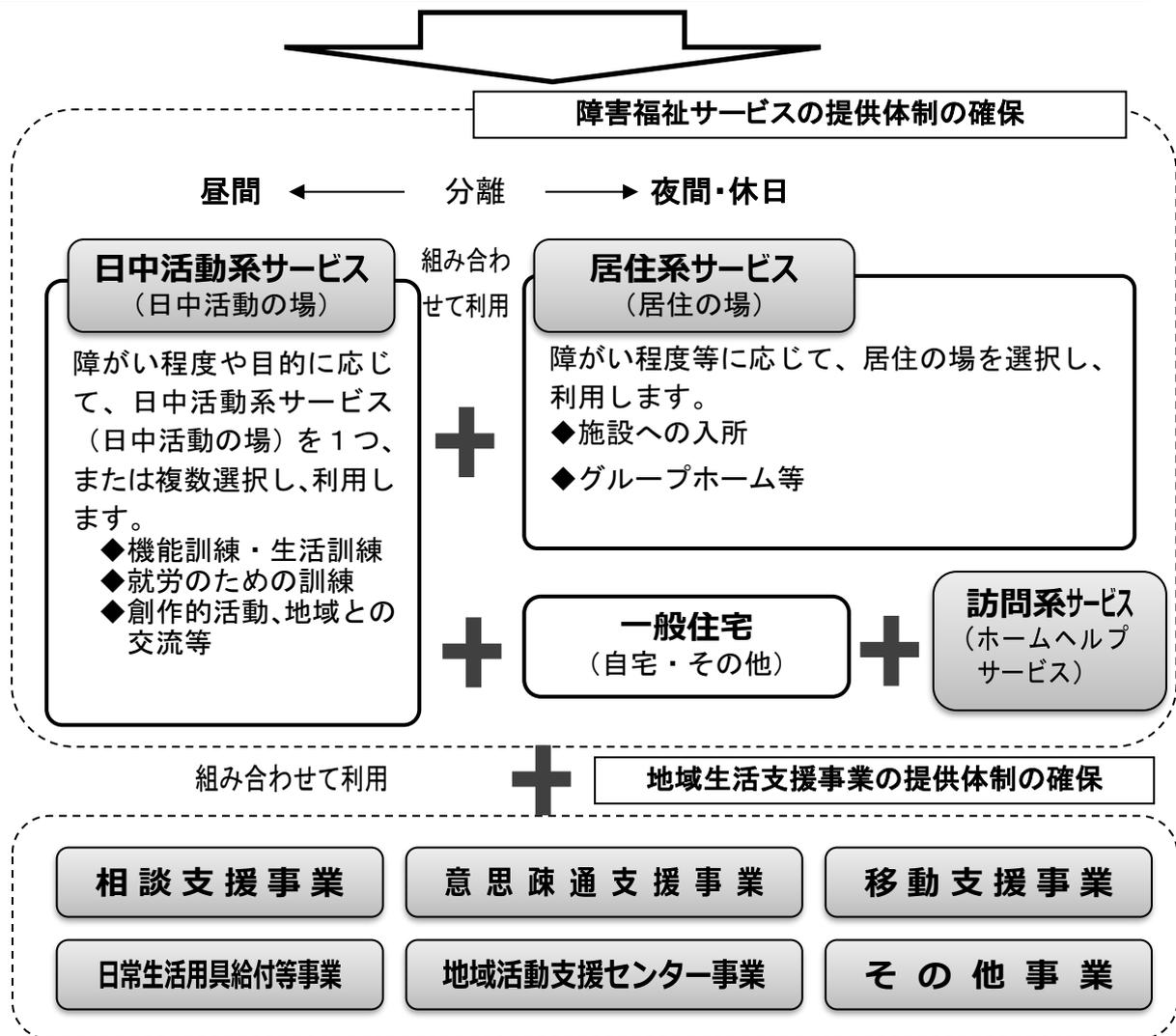
# 第5章 障害福祉計画

## 1 第5期計画の進捗状況と令和5年度までの成果目標

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、令和5年度の成果目標を設定します。

1. 必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する日中活動系サービスを保障
3. グループホーム等の確保とともに、地域生活支援拠点等を整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進



## (1) 施設入所者の地域生活への移行

### ■ 国の指針

<b>国の指針</b>	○地域生活移行者数：令和1年度末施設入所者の6%以上 ○施設入所者数：令和1年度末時点から1.6%以上削減
-------------	--

### ■ 第5期計画期間における成果目標と実績値

項目	令和2年度末の目標数値	令和1年度末の進捗状況	国の基本指針
①平成28年度末時点の施設入所者数	27人	27人	
②令和2年度末の施設入所者数	26人	25人	
③施設入居者の削減見込み(①-②)	1人	2人	
④施設入居者の削減割合(③/①)	3.7%	7.4%	①から2%以上削減
⑤令和2年度末の施設入所からの地域生活移行者数	1人	0人	
⑥地域移行率(⑤/①)	3.7%	0%	①の9%以上削減

### ■ 第6期計画期間における成果目標

項目	数値	考え方
令和1年度末時点の施設入所者(A)	25人	令和1年度末時点において施設に入所している障がい者の数。
施設入居者の地域移行者数(B)	0人	(A)のうち、令和5年度までに施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数。
施設入居者の削減数(C)	0人	令和5年度末時点での施設入所者の削減目標(見込み)数。
地域生活移行率	0%	(B/A)
施設入所者の削減割合	0%	(C/A)

### 【施設入所者の地域生活への移行見込量の確保方策】

施設入所者25人の内、60歳以上となると13人となり、年齢的にもグループホームや一般住宅等に移行するのは体力的にも困難であり、59歳以下の12人においても、障害程度が重度の者が多く介護や支援が必要で、地域生活への移行は困難な状況である。現在地域で生活している者の中にも、支援者が高齢になり介助が困難になり施設入居を希望される障害者を持たれる世帯もあるため、削減見込み数は現状維持とした。

## (2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

<b>国の指針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。</li> <li>○保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。</li> <li>○協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</li> <li>○現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。</li> <li>○現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。</li> <li>○現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。</li> <li>○現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。</li> <li>○保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置</li> </ul>
-------------	---

### ■第5期計画期間における成果目標と実績値

項目	令和2年度末の目標数値	令和1年度末の進捗状況	国の基本指針
保健、医療、福祉関係者による協議会の場の設置	1か所	0か所	各市町に協議の場を設置

### ■第6期計画期間における成果目標

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### ■国の指針

<b>国の指針</b>	<p>○令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。</p> <p>○令和5年度末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。</p>
-------------	---

#### ■第5期計画期間における成果目標

項目	令和2年度末の目標数値	令和1年度末の進捗状況	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備	1か所	0か所	各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備

#### ■第6期計画期間における成果目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の等の整備個所数	1か所	令和5年までに検討。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数(回/年)	1回/年	令和5年までの間

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ■国の指針

<b>国の指針</b>	<p>○福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。</p> <p>○福祉施設利用者のうち就労移行支援事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。</p> <p>○福祉施設利用者のうち就労継続支援A型事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績のおおむね1.26倍以上を目指す。</p> <p>○福祉施設利用者のうち、就労継続支援B型事業から、令和5年度中に移行する者の目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績のおおむね1.23倍以上を目指す。</p> <p>○令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>○就労定着支援事業所のうち、就労定着率（8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。）</p> <p>※【就労定着率】過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合</p>
-------------	--

### ■第5期計画期間における成果目標と実績値

項目	令和2年度末の目標数値	令和1年度末の進捗状況	国の基本指針
平成28年度の一般就労への移行者数(A)	0人	0人	
平成32度の一般就労移行者数(B)	1人 0	3人 0	(A)の1.5倍
平成28年度の就労移行支援事業の利用者数(C)	2人	2人	
就労移行支援事業の利用者数(D)	2人 100%	1人 50%	(C)の2割以上増加
就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合	10%	0%	就労移行支援事業所数が5割以上
支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合	10%	0%	就労定着支援事業利用者の8割以上

■第6期計画期間における成果目標

項目	令和元年度	令和5年度	移行割合（国の指針）
【目標①】 一般就労への移行者数	3人	4人	1.33倍（1.27倍以上）
【目標②】 就労移行支援事業利用者からの 一般就労移行者数	2人	3人	1.50倍（1.30倍以上）
【目標③】 就労継続支援A型事業利用者から の一般就労移行者数	1人	1人	1.00倍（1.26倍以上）
【目標④】 就労継続支援B型事業利用者から の一般就労移行者数	0人	0人	1倍（1.23倍以上）
【目標⑤】 就労定着支援事業の利用者数	1人	0人	1倍（7割）
【目標⑥】 就労定着支援事業所の箇所数 【目標⑦】 就労定着支援事業所のうち就労定 着率が8割以上の事業所数 【目標⑧】 就労定着率8割以上の事業者の 割合	0箇所	0箇所	町内に就労定着支援事業所 がないため、目標値の設定 は行わない。

## 2 サービスの見込量と確保のための方策

障害者総合支援法による支援は、国や県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて、実施する「地域生活支援事業」があります。なお、障がいのある児童に対するサービスに関しては「障害児福祉計画」に記載しています。

自立支援給付	介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	生活介護 療養介護 短期入所（ショートステイ）
		居住系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練・生活訓練、宿泊型自立訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援【新規】
		居住系サービス	自立生活援助【新規】 共同生活援助（グループホーム） 地域相談支援
	相談支援	地域相談支援給付	地域移行支援 地域定着支援
		計画相談支援給付	計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）
	自立支援医療		育成医療、更生医療、精神通院医療
	補装具		義肢、装具、車いす、補聴器等
	地域生活支援事業	必須事業	相談支援事業
意思疎通支援事業			手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業 手話通訳者設置事業 手話奉仕員養成研修事業
日常生活用具給付等事業			介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
移動支援事業			
地域活動支援センター機能強化事業			基礎事業 機能強化事業
任意事業			日中一時支援事業 訪問入浴事業 その他の事業

## (1) 訪問系サービス

### ■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
		平成30年	令和1年	令和2年	平成30年	令和1年	令和2年
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	見込量	12	10	10	144	120	120
	実績値	12	11	12	208	178	216

### ■第6期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／月）			利用時間（時間／月）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	見込量	12	12	12	216	216	236

## 訪問系サービス見込量の確保方策

- 利用者や事業者への情報提供を進め、計画相談支援の利用による適切なサービスの提供を図ります。また、精神障がい者や重度障がい者に対するサービス提供事業所の確保、同行援護及び行動援護に従事する専門的人材の確保に努めます。
- 障がいについての理解を深め、地域で支え合い、助け合う、地域共生社会の実現に向け、鬼北町地域自立支援協議会等で、新たな介護力の創出や、地域生活支援拠点の整備に向けた協議を行います。

## (2) 日中活動系サービス

### ■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型：雇用型、B型：非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援【新規】	一般就労に移行した障がい者に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題解決に向けた支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）			利用日数（人日／月）		
		平成30年	令和1年	令和2年	平成30年	令和1年	令和2年
生活介護	見込量	40	39	40	688	671	688
	実績値	40	43	43	756	786	800
自立訓練 (機能訓練)	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	見込量	1	1	1	4	5	5
	実績値	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	見込量	2	2	2	40	40	40
	実績値	2	0	0	27	0	0
就労継続支援 A 型	見込量	9	10	10	180	200	200
	実績値	12	10	11	240	205	209
就労継続支援 B 型	見込量	40	41	41	680	697	697
	実績値	42	47	48	741	800	824
就労定着支援	見込量	0	0	1			
	実績値	0	0	0			
療養介護	見込量	3	3	3			
	実績値	3	3	3			

短期入所 (ショートステイ)	見込量	3	3	3	42	42	42
	実績値	0	0	0	0	0	0

■第6期計画期間における利用見込量

		利用者数 (人/月)			利用日数 (人日/月)		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
生活介護	見込量	43	44	44	796	814	814
自立訓練 (機能訓練)	見込量	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	見込量	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	見込量	1	1	1	18	18	18
就労継続支援 A 型	見込量	10	10	10	200	200	200
就労継続支援 B 型	見込量	48	49	50	816	833	850
就労定着支援	見込量	0	0	0			
療養介護	見込量	3	3	3			
短期入所 (ショートステイ)	見込量	0	0	0	0	0	0

【日中活動系サービス見込量の確保方策】

- 利用しているサービスから他のサービスによる支援等が途切れることなく提供できるよう、対象事業所や施設に働きかけるとともに、鬼北町地域自立支援協議会を通じて多様な日中活動の実施主体の確保を働きかけます。
- 重度心身障がい、高次脳機能障がい、発達障がい等、様々な障がい特性にきめ細かく対応ができるよう、事業所職員の専門的知識を深めるための研修等の積極的な受講を事業所に働きかけるとともに、県をはじめとする関係機関へ開催内容の充実を要請していきます。

### (3) 居住系サービス

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問を行うとともに、利用者からの相談・要請があった際は、訪問・電話・メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (共同生活介護)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

#### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		利用者数 (人/月)		
		平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年
自立生活援助	見込量	0	1	2
	実績値	0	0	0
共同生活援助 (共同生活介護)	見込量	20	20	20
	実績値	20	24	25
施設入所支援	見込量	27	27	28
	実績値	26	25	25

#### ■第6期計画期間における利用見込量

		利用者数 (人/月)		
		令和 3 年 (2021 年) (2018 年)	令和 4 年 (2022 年) (2019 年)	令和 5 年 (2023 年) (2020 年)
自立生活援助	見込量	0	0	0
共同生活援助 (共同生活介護)	見込量	26	27	27
施設入所支援	見込量	25	25	25

#### 【居住系サービスの確保方策】

共同生活援助（グループホーム）については、施設や病院からの地域移行者のみならず、在宅生活を継続し、自立を図る観点からも重要な役割を果たすことから、町内における障がいがある方の住まい確保・整備に向けて施設設置の促進のほか、民間賃貸物件や町営住宅の情報提供等、様々な手法により、継続的に必要量の確保に努めます。

## (4) 相談支援

### ■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）		
		平成30年	令和1年	令和2年
計画相談支援	見込量	35	36	36
	実績値	35	48	44
地域移行支援	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
地域定着支援	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0

### ■第6期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／月）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
計画相談支援	見込量	45	45	46
地域移行支援	見込量	0	0	0
地域定着支援	見込量	0	0	0

### 【相談支援の確保方策】

- 鬼北町地域自立支援協議会を活用し、近隣市町や相談支援専門員との連携強化や担い手の確保、相談支援専門員のスキルアップに努めます。
- 民間事業者等の参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。

## (5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

### [必須事業]

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### ■ サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

##### ■ 第5期計画期間における見込量と実績値

		実施の有無		
		平成30年	令和1年	令和2年
理解促進研修・啓発事業	見込量	有	有	有
	実績値	有	無	無

##### ■ 第6期計画期間における利用見込量

		実施の有無		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
理解促進研修・啓発事業	見込量	有	有	有

### 【理解促進研修・啓発事業の確保方策】

広報誌への掲載やパンフレットの配布、町ホームページ等により、障がい福祉の理念や制度の周知を図るとともに、研修会やイベント等の開催を通じて、障がい者に対する理解促進が深まるよう啓発活動に努めます。

## ②自発的活動支援事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組の支援を行います。

### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		実施の有無		
		平成30年	令和1年	令和2年
自発的活動支援事業	見込量	有	有	有
	実績値	無	無	無

### ■第6期計画期間における利用見込量

		実施の有無		
		令和3年(2021年) (2018年)	令和4年(2022年) (2019年)	令和5年(2023年) (2020年)
自発的活動支援事業	見込量	有	有	有

### 【自発的活動支援事業の確保方策】

○本人やその家族、地域住民が実施する情報交換ができる交流会（ピアサポート）、地域での災害対策活動、孤立防止活動（地域で障がいのある人が孤立しないように見守る活動）、社会支援（障がい者の自立のための社会に働きかける活動）、障がいのある人へのボランティア活動等、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援します。

○また、地域における自発的活動を支援するために、障がい者等団体や自発的活動支援を行う団体への周知等、制度の啓発を行うとともに相談窓口の体制強化に努めます。

### ③相談支援事業

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がい者等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

#### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		か所数		
		平成30年	令和1年	令和2年
障害者相談支援事業	見込量	3	3	3
	実績値	3	3	3
基幹相談支援センター	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
住宅入居等支援事業	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0

#### ■第6期計画期間における利用見込量

		か所数		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
障害者相談支援事業	見込量	3	3	3
基幹相談支援センター	見込量	0	0	0
住宅入居等支援事業	見込量	0	0	0

※基幹相談支援センター設置無

#### 【相談支援事業の確保方策】

○相談支援機関や福祉サービス事業所、保健センター等と連携を図り、身近な相談支援体制の充実を図ります。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

##### ■サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がい者に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

##### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		利用者（人／年）		
		平成30年	令和1年	令和2年
成年後見制度利用支援事業	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0

##### ■第6期計画期間における利用見込量

		利用者（人／年）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
成年後見制度利用支援事業	見込量	1	1	1

#### 【成年後見制度利用支援事業の確保方策】

- 障がい者の人権に関する実態を踏まえ、成年後見制度の対象となる人への適切な利用につなげていきます。
- 相談支援や障がい者虐待防止センター等と連携しながら、成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の適切な利用につなげていきます。

## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

### ■ サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

### ■ 第5期計画期間における見込量と実績値

		実施の有無		
		平成30年	令和1年	令和2年
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	無	無	無
	実績値	無	無	無

### ■ 第6期計画期間における利用見込量

		実施の有無		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	無	無	無

### 【成年後見制度法人後見支援事業の確保方策】

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や実施のための組織体制の構築等に努めます。

## ⑥意思疎通支援事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を町役場の窓口に設置します。

### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		実施の有無		
		平成30年	令和1年	令和2年
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量	有	有	有
	実績値	無	無	無
手話通訳者設置事業	見込量	無	無	無
	実績値	無	無	無

### ■第6期計画期間における利用見込量

		実施の有無		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量	有	有	有
手話通訳者設置事業	見込量	無	無	無

### 【意思疎通支援事業の確保方策】

- 手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業等を実施し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者のコミュニケーションの円滑化に努めます。

## ⑦日常生活用具給付等事業<sup>※1</sup>

### ■サービスの概要

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		利用件数（件）		
		平成30年	令和1年	令和2年
介護・訓練支援用具	見込量	1	1	1
	実績値	1	0	1
自立生活支援用具	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	1
在宅療養等支援用具	見込量	1	1	1
	実績値	0	4	3
情報・意思疎通支援用具	見込量	2	2	2
	実績値	5	5	3
排泄管理支援用具	見込量	290	290	300
	実績値	280	311	308
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	1	1	1
	実績値	2	0	0

<sup>※1</sup>日常生活用具給付等事業：障がい者に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

■第6期計画期間における利用見込量

		利用件数（件）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
介護・訓練支援用具	見込量	1	1	1
自立生活支援用具	見込量	1	1	1
在宅療養等支援用具	見込量	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	見込量	3	2	2
排泄管理支援用具	見込量	310	310	310
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	1	1	1

**【日常生活用具給付等事業の確保方策】**

○利用者の状況に合わせ、用具の種類、適正価格の把握に努め、種類の変更や基準額、耐用年数の変更等について、時代に合わせた適切な事業の実施に努めていきます。また、相談支援専門員等と連携して利用希望者やニーズを把握し、対象者への情報提供の充実に努めます。

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／年）		
		平成30年	令和1年	令和2年
手話奉仕員養成研修事業	見込量	3	3	3
	実績値	3	3	0

### ■第6期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／年）		
		令和3年（2021年） （2018年）	令和4年（2022年） （2019年）	令和5年（2023年） （2020年）
手話奉仕員養成研修事業	見込量	3	3	3

### 【手話奉仕員養成研修事業の確保方策】

○養成講座は1市3町の広域で実施し、手話奉仕員の普及と確保に努めます。受講生を増やすために広報・啓発に一層力を入れるとともに、講座終了後も終了者がスキルアップを図るための環境整備に努めます。

## ⑨移動支援事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援を行います。

### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／年）			利用時間（時間／年）		
		平成30年	令和1年	令和2年	平成30年	令和1年	令和2年
移動支援事業	見込量	3	3	3	40	40	40
	実績値	2	2	0	13	6	0

### ■第6期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／年）			利用時間（時間／年）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
移動支援事業	見込量	2	3	3	20	40	40

### 【移動支援事業の確保方策】

○移動支援事業の周知を図り、サービスの利用促進、提供体制の確保に努めます。

また、サービス提供事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図るとともに、事業者における専門的な人材の確保及び資質の向上を働きかけていきます。

## ⑩地域活動支援センター事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設「地域活動支援センター」を提供していきます。

### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		利用か所			利用者数（人／年）		
		平成30年	令和1年	令和2年	平成30年	令和1年	令和2年
地域活動支援センター事業	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0

### ■第6期計画期間における利用見込量

		利用か所			利用者数（人／年）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
地域活動支援センター事業	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0

※地域活動支援センター設置無

### 【移動支援事業の確保方策】

○現在鬼北町では実施していませんが、今後の需要に応じて検討をしていきます。

## 【任意事業】

### ①日中一時支援事業

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障がい者等に活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行う「日中一時支援事業」を実施していきます。

#### ■第4期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／年）		
		平成30年	令和1年	令和2年
日中一時支援事業	見込量	2	2	2
	実績値	1	2	3

#### ■第5期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／年）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
日中一時支援事業	見込量	2	2	2

### 【日中一時支援事業の確保方策】

○事業を継続し、適切な利用ができるよう普及啓発に努めます。また、介護者の一時的な休息を確保し、介護負担の軽減に努めます。

## ②自動車免許取得事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
自動車免許取得事業	自動車の免許の取得に要する費用の一部を助成します。

### ■第4期計画期間における見込量と実績値

		利用件数（件／年）		
		平成30年	令和1年	令和2年
自動車免許取得事業	見込量	1	1	1
	実績値	0	1	1

### ■第5期計画期間における利用見込量

		利用件数（件／年）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
自動車免許取得事業	見込量	1	1	1

### 【自動車免許取得事業の確保方策】

○障がい者の社会参加を促進することを目的として支援するとともに、適切な利用ができるよう普及啓発に努めます。

## ③自動車改造助成事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
自動車改造助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		利用件数（件／年）		
		平成30年	令和1年	令和2年
自動車改造助成事業	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	0

### ■第6期計画期間における利用見込量

		利用件数（件／年）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
自動車改造助成事業	見込量	1	1	1

### 【自動車改造助成事業の確保方策】

○障がい者の社会参加を促進することを目的として支援するとともに、適切な利用ができるよう普及啓発に努めます。

## ④訪問入浴事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
訪問入浴事業	自宅のお風呂での入浴が難しい人のために、簡易浴槽を自宅まで運んで入浴介護を行う「訪問入浴サービス事業」を実施していきます。

### ■第5期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／年）		
		平成30年	令和1年	令和2年
訪問入浴事業	見込量	2	2	2
	実績値	2	2	2

### ■第6期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／年）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
訪問入浴事業	見込量	1	1	1

### 【訪問入浴事業の確保方策】

○自宅での入浴が困難な障がい者に、精神的なリラックス効果による睡眠の質の向上、皮膚を清潔にすることによる感染の予防などを目的とした事業を行います。また適切な利用ができるよう普及啓発にも努めます。

## 第6章 障害児福祉計画

### 1 令和5年度までの成果目標

本計画では、児童の健やかな育成のために、令和5年（2023年）度の成果目標として、次の3つの事項に関する目標値（成果目標）を設定します。3つの成果目標の設定にあたっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第4期における実績等に応じて設定します。

- (1) 児童発達支援等の提供体制の整備等
- (2) 医療的ニーズへの対応
- (3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

#### (1) 児童発達支援等の提供体制の整備等

##### ■国の指針

<b>国の指針</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。(市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可)</li><li>○令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。(児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等)</li></ul>
-------------	--

##### ■成果目標

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1 箇所	○令和5年度末までに各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。 ○圏域での設置を含めて、令和5年度末までに設置を検討。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1 箇所	○令和5年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。

## (2) 医療的ニーズへの対応

### ■国の指針

<b>国の指針</b>	<p>○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。 （市町村の 単独設置が困難な場合は圏域の設置も可）○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。（市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可）</p> <p>○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。（市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可）</p> <p>○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。（市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可）○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保</p> <p>○医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（令和3年（2021年）度末まで）</p>
-------------	--

### ■成果目標

項目	数値	考え方
<b>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数</b>		令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。○圏域での設置を含めて、令和5年度末までに設置を検討。
児童発達支援事業所	1 箇所	
放課後等デイサービス事業所	1 箇所	
<b>医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置</b>	1 箇所	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。
<b>医療的ケア児等に関するコーディネーター</b>	1 人	令和5年度末までに、各市町村において、の配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む。

### (3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図るべく、庁内に「障がい児子育て連絡会議」を立ち上げ、切れ目のない支援のための情報交換を行います。

## 2 サービスの見込量と確保のための方策

障がい児支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

障 害 児 支 援 等	障 害 児 通 所 支 援	児 童 発 達 支 援	
		医 療 型 児 童 発 達 支 援	
		放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	
		保 育 所 等 訪 問 支 援	
		居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	
	障 害 児 相 談 支 援	障 害 児 支 援 利 用 援 助、 継 続 障 害 児 支 援 利 用 援 助	
	障 害 児 入 所 支 援	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	※ 県 が 行 う も の
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設			
そ の 他	医 療 的 ケ ア 児 に 対 す る 関 連 分 野 の 支 援 を 調 整 す る コ ー デ ィ ネ ー タ ー		
子 ど も ・ 子 育 て 支 援 等	保 育 所 ・ 幼 稚 園 ・ 認 定 こ ど も 園 等 に お け る 発 達 支 援 児 の 利 用		

## (1) 障害児通所支援

### ① 児童発達支援

#### ■ サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

#### ■ 第1期計画期間における見込量と実績値

		利用者数 (人/月)			利用時間 (人日/月)		
		平成30年	令和1年	令和2年	平成30年	令和1年	令和2年
児童発達支援	見込量	1	1	1	3	3	3
	実績値	1	2	2	4	8	7

#### ■ 第2期計画期間における利用見込量

		利用者数 (人/月)			利用時間 (人日/月)		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
児童発達支援	見込量	2	2	2	8	8	8

#### 【児童発達支援の確保方策】

○利用者は増加傾向であり、今後も利用ニーズが高まることが予想されることから、一定の利用増を見込み、必要な支給量を確保します。

## ②医療型児童発達支援

### ■サービスの概要

サービス名	内容
医療型児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。

### ■第1期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		平成30年	令和1年	令和2年	平成30年	令和1年	令和2年
医療型児童発達支援	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0

### ■第2期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
医療型児童発達支援	見込量	0	0	0	0	0	0

### 【医療型児童発達支援の確保方策】

○平成30年度から令和年度において、利用はありませんでした。また、近隣に事業所もないため、目標値の設定を行いません。

### ③放課後等デイサービス

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がい児の放課後等の居場所を提供します。

#### ■第1期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		平成30年	令和1年	令和2年	平成30年	令和1年	令和2年
放課後等デイサービス	見込量	11	11	10	66	66	60
	実績値	12	12	11	113	141	129

#### ■第2期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
放課後等デイサービス	見込量	11	11	10	124	100	100

#### 放課後等デイサービスの確保方策】

○利用者数はほぼ横ばいであるが、利用時間量が見込量を大きく上回っており、今後もニーズが高まることが予想されるが、児童数の減少もあることを見込み必要な支給量を確保します。

#### ④ 保育所等訪問支援

##### ■サービスの概要

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

##### ■第1期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		平成30年	令和1年	令和2年	平成30年	令和1年	令和2年
保育所等訪問支援	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0

##### ■第2期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
保育所等訪問支援	見込量	0	0	0	0	0	0

#### 【児童発達支援の確保方策】

○平成30年度から令和年度において、利用はありませんでした。また、近隣に事業所もないため、目標値の設定を行いません。

## ⑤居宅訪問型児童発達支援

### ■サービスの概要

サービス名	内容
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

### ■第1期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）			利用時間（人日／月）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
居宅訪問型児童発達支援	見込量	0	0	0	0	0	0

### 【居宅訪問型児童発達支援の確保方策】

○平成30年度から令和年度において、利用はありませんでした。また、近隣に事業所もないため、目標値の設定を行いません。

## (2) 相談支援

### ① 障害児相談支援

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障がいのある児童に対して、適切なサービス利用に向けて、障害児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

#### ■第1期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）		
		平成30年	令和1年	令和2年
障害児相談支援	見込量	1	1	1
	実績値	1	2	2

#### ■第2期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／月）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
障害児相談支援	見込量	2	2	2

#### 【障害児相談支援の確保方策】

○第2期計画期間においては、毎年2人の利用を見込みます。

### ② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することとされました。

令和5年度までに配置に向けた検討をします。

### **(3) 児童入所支援**

---

#### **①福祉型児童入所支援**

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。(県が実施主体です。)

#### **②医療型児童入所支援**

医療の必要な児童を入所させて、医療の提供の他、日常生活の介護等を行います。(県が実施主体です。)

#### **【障がい児福祉サービス見込量の確保方策】**

- 幼少期からの早期療育が重要であるため、保健センター・児童発達支援事業実施機関等との連携を密にし、必要なサービスの量の確保及び適正な支給決定を行います。
- 放課後等デイサービスは、支援が必要な児童の生活能力の向上等が図れるよう事業所や医療機関等との連携を密にし、質の向上及び量の拡充に努めます。

### 3 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児、または保護者が希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、受け入れ体制として次の目標を設定します。

#### ■第1期計画期間における見込量と実績値

		利用者数（人／月）		
		平成30年	令和1年	令和2年
保育所	見込量	5	5	5
	実績値	2	2	1
認定こども園	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
放課後児童健全育成事業	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0
地域型保育事業	見込量	0	0	0
	実績値	0	0	0

#### ■第2期計画期間における利用見込量

		利用者数（人／月）		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
保育所	見込量	5	5	5
認定こども園	見込量	0	0	0
放課後児童健全育成事業	見込量	0	0	0
地域型保育事業	見込量	0	0	0

## 4 障がいのある児童が利用可能な障がい福祉サービス等

---

障がい者（18歳以上）を対象とした指定障がい福祉サービス等のうち、障がい児が利用可能である主なサービスとして次のサービスがあります。

### ①指定障がい福祉サービス

- ・訪問系サービス：居宅介護・行動援護・重度障がい者等包括支援、同行援護
- ・日中活動系サービス：短期入所

### ②地域生活支援事業

#### （必須事業）

- ・相談支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業

#### （任意事業）

- ・日中一時支援

## 第7章 計画の推進と進行管理

### 1 住民・事業者・地域等との協働の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がい者にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

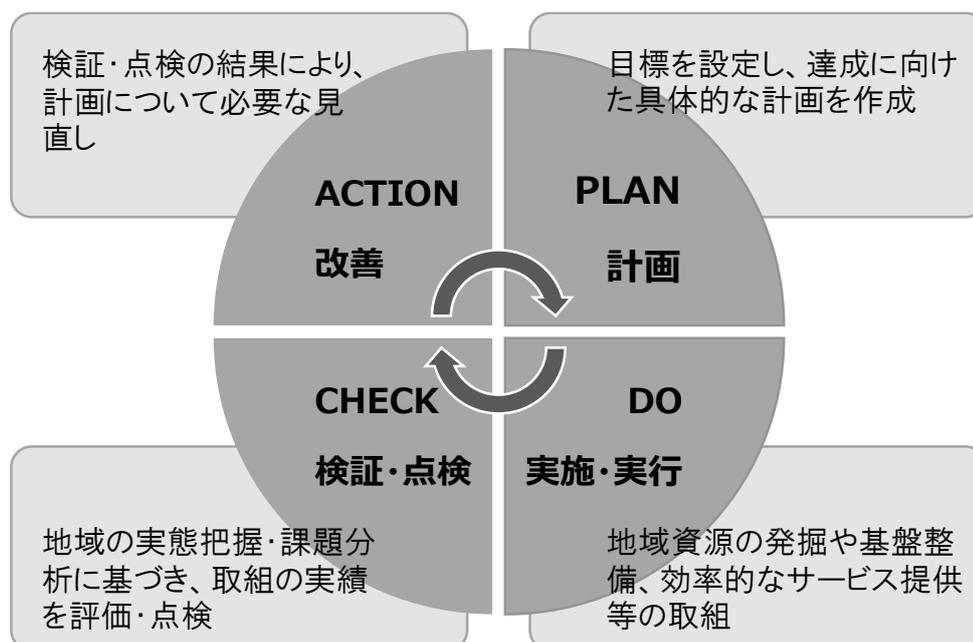
### 2 細やかな相談・支援体制の実施

障がい者への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全安心の支援体制等の充実を図っていきます。

### 3 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等について、鬼北町地域自立支援協議会に随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。

#### ■計画の進行管理（PDCAサイクル）



## 第8章 資料編

### 1 アンケート調査結果の概要

#### (1) 調査の概要

本計画策定にあたって、障がいのある人の日常生活の状況や福祉ニーズ等を把握するため、令和3年3月に町内障害者手帳所持者等に対し、郵送で配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

①抽出方法：町内障害者手帳保持者（620人）

②調査方法：郵送による配布・回収により実施。

③配布・回収結果

調査対象者	身体障がい者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障がい者保健福祉手帳所持者
配布数	620件
抽出方法	手帳所持者全員
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	342件
回収率	55.2%
調査期間	令和3年3月5日～令和3年3月19日

#### (2) グラフの見方

①グラフのNは、質問に対する無回答を含む集計対象総数で割合算出の基準です。限定設問で、回答者の一部を集計したものは全体の数と異なります。

②割合は、Nに対する各回答数の百分率（%）です。小数点以下第2位を四捨五入し小数点第1位までを表記し、1人の回答者が1つの回答をする設問では、100.0%とならない場合があります。

③グラフや表の選択肢（カテゴリー）は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

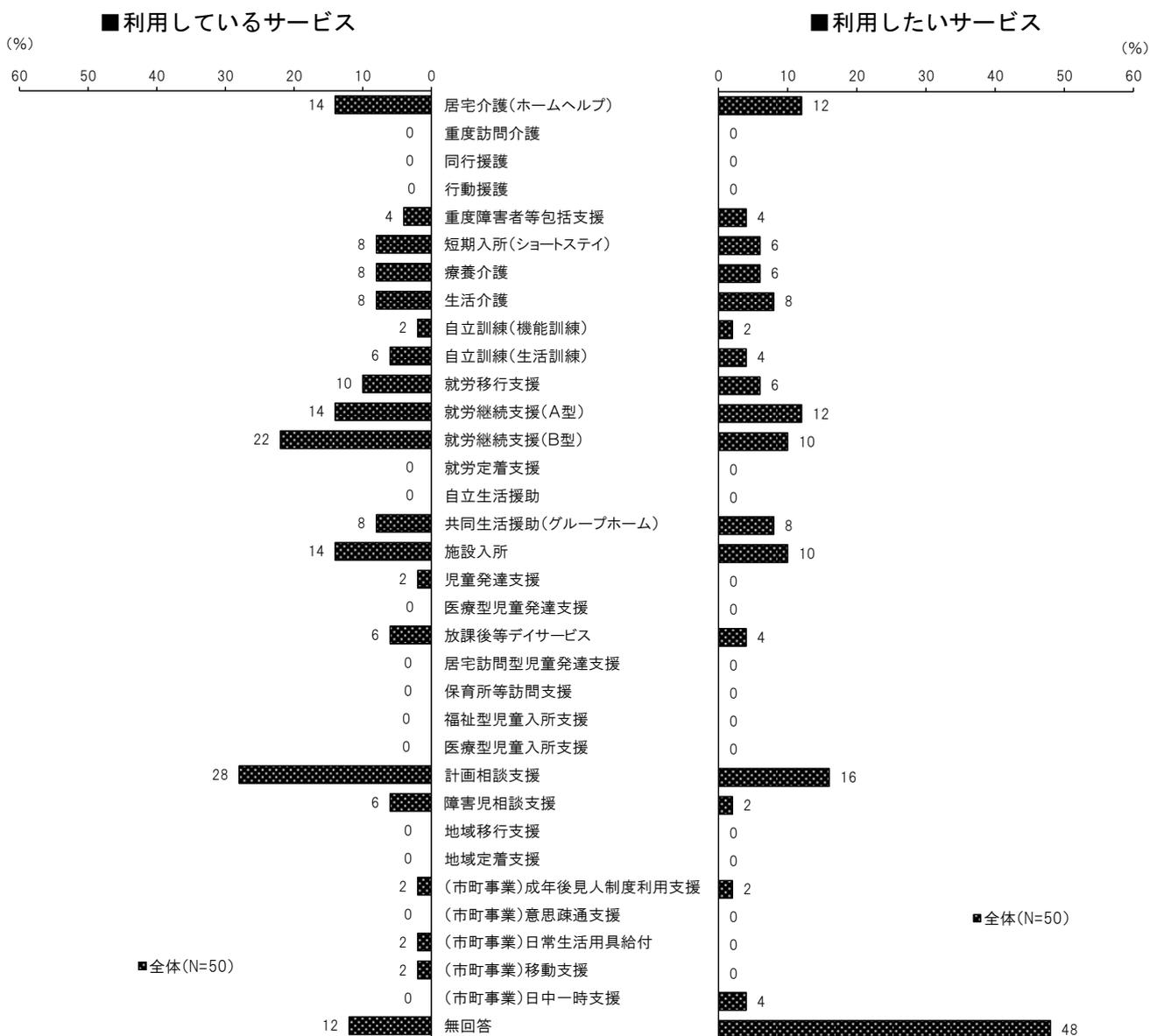
### (3) アンケート調査結果からみる現状・課題

#### ①障がい福祉サービスについて

現在利用しているサービスでは、「計画相談支援」が最も多く、次いで、「就労継続支援（B型）」が多くなっています。

利用したいサービスでは、「計画相談支援」が最も多く、次いで、「就労継続支援（A型）」「居宅介護」が多くなっています。

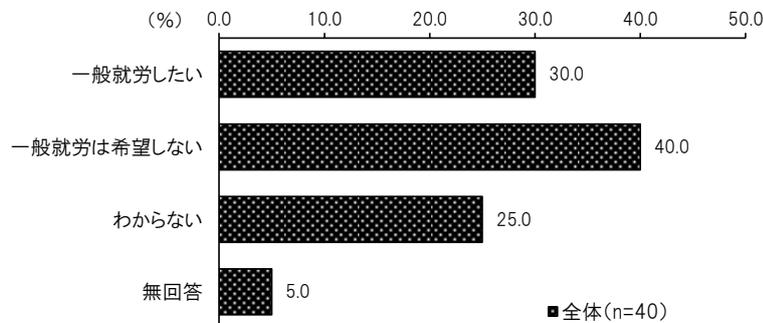
アンケートでは「不明・無回答」の回答数が多くあり、鬼北町で受けられる障がい福祉サービスや制度の内容の周知を徹底させるとともに、必要とされるサービスが十分に提供できる体制を作っていくことが求められます。



## ②就労について

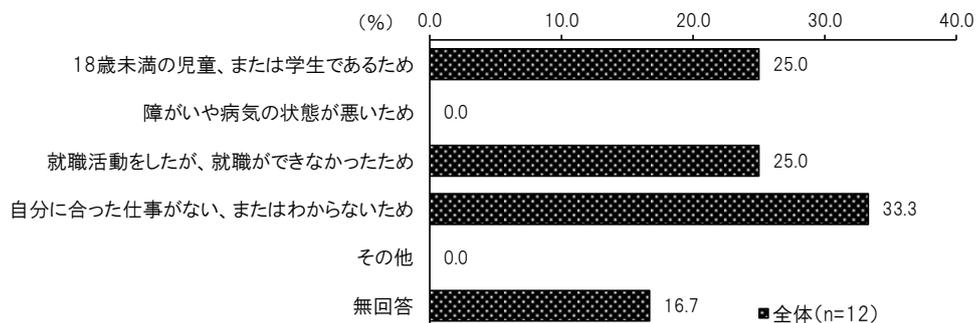
### i) 一般就労していない人の一般就労への意向

「一般就労は希望しない」が最も多く、次いで、「一般就労は希望しない」が多くなっています。



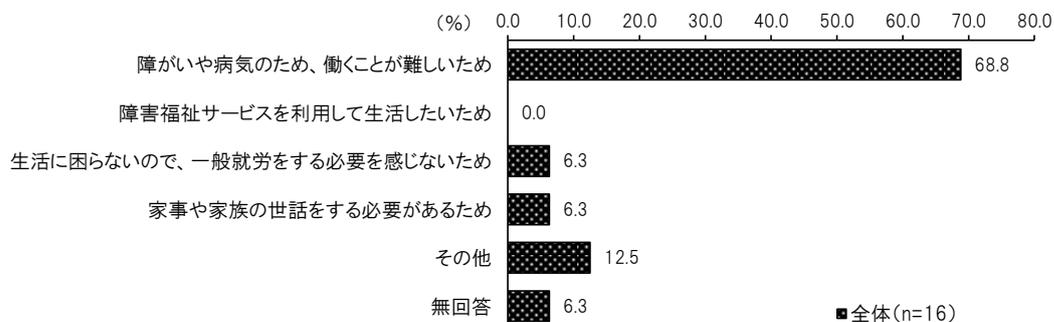
### ii) 一般就労していない人のうち、一般就労したいが、現在はしていない理由

「自分に合った仕事がない、またはわからないため」が最も多くなっています。相談支援の充実やわかりやすい情報提供が必要です。



### iii) 一般就労していない人が、一般就労を希望しない理由

「障がいや病気のため、働くことが難しいため」が最も多くなっています。

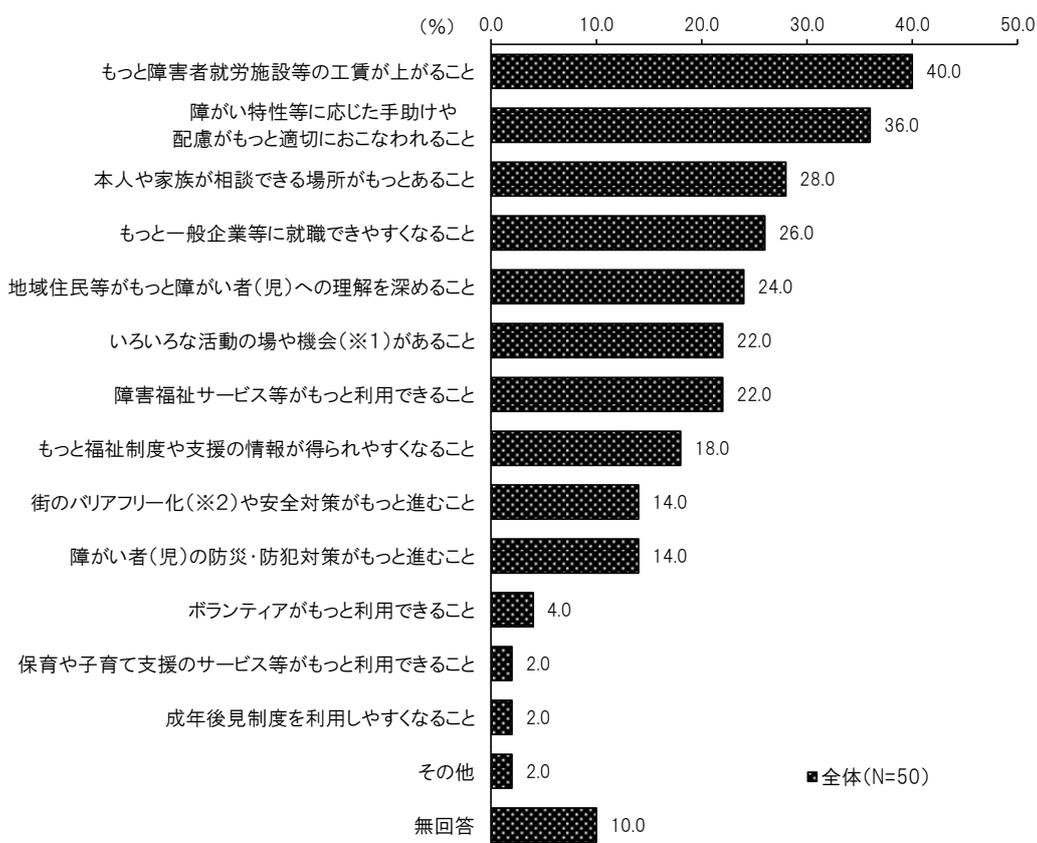


### ③障がい福祉施策向上に向けた取組について

今後、障がい者（児）（難病患者等を含む。）の福祉向上のために必要な取組についてお聞きします。これまで以上に特に取組が必要と思うものに3つまで○をしてください。

「もっと障害者就労施設等の工賃が上がること」が最も多く、次いで、「障がい特性等に応じた手助けや配慮がもっと適切におこなわれること」「本人や家族が相談できる場所がもっとあること」が多くなっています。

就労支援策の充実の他、障がいに合わせた相談支援や情報提供が必要です。



※1スポーツや芸術活動、趣味等

※2多目的トイレの設置や段差解消等

## 2 ヒアリング調査結果の概要

### (1) 調査の概要

障がい者にかかわる事業所に対し、活動・事業内容や現在抱えている課題や今後の取組方針等について、ヒアリング調査を行い、問題点や今後の障がい者福祉施策に対する要望等を聴取しました。

調査の概要		
調査対象	聞き取り調査	NPO法人くらしのお手伝い・ほっとホット
		NPO法人ひだまり工房
	シート調査	株式会社トモニー・えひめ

### (2) ヒアリング調査結果からみる現状・課題

#### ■NPO 法人くらしのお手伝い・ほっとホット

分野	意見・要望・課題等
活動上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が少なく大変であるが、職員各自、保育士や介護福祉士等、資格や専門的な技能を活かして、“あるものを活かす”ボランティアな協力体制で運営している。</li> <li>利用者との関わりの中で、職員の忙しさが伝わってしまっている。</li> </ul>
地域での支え合いや助け合いの活動に必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>生まれてから高齢になるまで、地域と関わりを持ってもらうことが重要。実際、要介護度5だが抵抗があって、施設に行かない方もいるので、気軽に立ち寄って、話をしたりすることで、相談できるような場づくりが必要。(現在の施設を改修して、誰もが気軽に集まってふれあうことができるサロンを開始する予定。)</li> </ul>
障がい者が地域で自立した生活を行うために、今後必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれが持っている能力に差があるため、就労を通じて、障がいを持った方一人ひとりの状況に合った支援をしていく。</li> </ul>
今後の福祉施策や福祉サービスへの要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物支援等、1時間1,000円といった負担があると、利用が難しい(進まない)。公的な支援が必要。</li> <li>サービス支援について、完全な無償ボランティアでは、事業として継続が難しい。今後は、新規に事業所を立ち上げるというよりも、「核」となる事業所が中心となって、サービス体系を広げていくことが想定されるため、そうした活動を促進するためにも、行政の支援が必要。</li> </ul>

## ■NPO 法人ひだまり工房

分野	意見・要望・課題等
活動上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間支援の充実</li> <li>・親亡き後の支援、障がい児の親に対する支援</li> </ul>
地域での支え合いや助け合いの活動に必要なだと思うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みもざ」を通じた一般客との関わりや運動会、消防団等、地域と関わる機会がある。地域と関わりを持ってもらうことが重要。</li> <li>・「障がいがあり困っている」ということを、自ら申告しない地域性があり、家の外に出れない人もいる。介護保険のサービスとは違って、ニーズが表出しにくいいため、一人ひとりに合ったサービスが提供できるような体制づくりが必要。</li> </ul>
障がい者が地域で自立した生活を行うために、今後必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所ごとの特徴や強みを利用者にわかるようにすることで、サービスを利用しやすいようにする（利用者目線）。</li> </ul>
今後の福祉施策や福祉サービスへの要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定を始め、行政が主体となって、障がい福祉施策の推進に取り組むこと。</li> </ul>

## ■株式会社トモニー・えひめ

分野	意見・要望・課題等
活動上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前よりも職員のこだわりが強くなり、新しいことを受け入れにくくなっている。</li> <li>・高齢化が進み、認識レベルが低下したり、各自が人任せになってくることが予想される。</li> <li>・公共交通機関のバス、JR の便が限られるので就労時間に制限がある。</li> </ul>
地域での支え合いや助け合いの活動に必要なと思うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいを持った方のニーズに対応できるように、話を聞いてサービスを決定していける人が必要。</li> <li>・自治会や民生委員等と問題を見つけて、その問題に対してどの機関が必要か、連携を取りながら問題解決をしていく人が必要。</li> </ul>
障がい者が地域で自立した生活を行うために、今後必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいを持った方が働ける場所を拡大してほしい。</li> <li>・民生委員、社協、相談支援員と相談しながら、障がいを持った方一人ひとりに合ったサービスを提供してほしい。</li> </ul>
今後の福祉施策や福祉サービスへの要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいを持った方が住みやすく、安心して働くことのできる町としての環境を作り出してほしい。</li> <li>・障がいを持った方が、気軽に立ち寄ることのできる場所があるといい。</li> </ul>

### 3 施設一覧

---

#### (1) 福祉避難所一覧（令和3年（2021年）3月現在）

---

##### 福祉避難所について

災害時に「福祉避難所」を設けています。平成20年6月に厚生労働省から、「福祉避難所についての設置・運営ガイドライン」が出されました。福祉避難所とは「高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす」人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所です。

一般的には、2次避難所として位置づけられ、小学校等の避難所での生活が困難で、福祉避難所の開設が必要と判断した場合、施設管理者に開設を要請します。

施設名	住所	受入予定人員 (人)
鬼北総合福祉センター	鬼北町大字近永 782 番地	50
鬼北町日吉中央集会所	鬼北町大字下鍵山 500 番地	20
特別養護老人ホーム ひろみ奈良の里	鬼北町大字奈良 2067 番地	10
特別養護老人ホーム 勝山荘	鬼北町大字上大野 322 番地	10
養護老人ホーム 広見広楽荘	鬼北町大字近永 496 番地	12

## (2) オストメイト<sup>※1</sup>対応トイレ設置施設一覧（令和2年3月現在）

施設名	住所	設置場所	設置時期
道の駅 広見森の三角ぼうし	鬼北町大字永野市 138 番地 6	身障者用トイレ	H20. 9 設置
道の駅 日吉夢産地	鬼北町大字下鍵山 54 番地	身障者用トイレ	H21. 1 設置
奈良川公衆便所	鬼北町大字近永 800 番地 1	身障者用トイレ	H22. 2 設置
鬼北町役場庁舎別館	鬼北町大字近永 800 番地 1	身障者用トイレ	H26. 12 設置
鬼北町役場庁舎	鬼北町大字近永 800 番地 1	身障者用トイレ	H27. 12 設置
鬼北町総合福祉センター	鬼北町大字近永 782 番地	身障者用トイレ	H31. 3 設置

<sup>※1</sup> オストメイト：癌や事故等により消化管や尿管が損なわれたため、腹部等に排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のことをいう。

## 4 関係委員等名簿

### (1) 鬼北町地域自立支援協議会 委員名簿

【任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日】

区 分	氏 名	所 属
社会資源や地域における権利擁護、相談支援事業等障がい福祉サービスを担う関係者	本 倉 壽 春	鬼北町民生児童委員協議会副会長
	小 林 正 昭	旭川荘南愛媛療育センター地域支援課長 (相談支援専門員)
障がい者当事者団体または家族団体の代表者	松 浦 昭	鬼北町身体障害者福祉協議会会長
	加 賀 加 七 枝	精神障がい者家族会(いぶきの会) 会長
保健・医療機関、教育機関、雇用関係機関の職員	松 本 和 美	鬼北町立近永小学校教諭
	山 下 里 美	ほっとホット 理事長 (就労継続支援B型作業所)
地域ケアに関する学識経験を有する者	渡 邊 邦 夫	鬼北町社会福祉協議会会長
関係行政機関の職員	谷 口 美 穂	鬼北町保健介護課保健師

## (2) 鬼北町障害福祉計画策定委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	小 林 正 昭	旭川荘南愛媛療育センター地域支援課長 (相談支援専門員)
	本 倉 壽 春	鬼北町民生児童委員協議会副会長
関係団体関係者	松 浦 昭	鬼北町身体障害者福祉協議会会長
	渡 邊 邦 夫	鬼北町社会福祉協議会会長
行政機関関係者	谷 口 浩 司	鬼北町町民生活課課長
	谷 口 美 穂	鬼北町保健介護課保健係係長 (保健師)

**鬼北町障害者計画・第6期鬼北町障害福祉計画  
及び第2期鬼北町障害児福祉計画**

発行：令和2年3月

発行者：鬼北町町民生活課

〒798-1395

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800-1

TEL：0895-45-1111（代）

FAX：0895-45-3618

<http://www.town.kihoku.ehime.jp/>